



上尾市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
上尾市

はじめに

現在、わが国では出生率の低下に伴い急速に少子化が進んでいます。就労形態の多様化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、子育てに不安や孤独感を抱える家庭も少なくありません。近年では都心部を中心とした待機児童の問題や児童虐待の深刻化などが大きな課題となっており、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあります。



こうした中、本市では次世代育成支援対策推進法に基づく「上尾市次世代育成支援行動計画」を平成17年に前期計画、平成22年に後期計画として策定し、「子どもの笑顔と親の元気をみんなで応援する都市あげお」を基本理念に掲げて次代を担う子どもたちの笑顔があふれるまちづくりを推進してまいりました。

このたび、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立・公布され、この法に基づいた「子ども・子育て支援新制度」が創設されたことにより、市町村においては幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を拡充させ、子育て世代のニーズを反映させた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み・育てやすい社会の実現に向けて取り組んでいくこととなりました。

「上尾市子ども・子育て支援事業計画」は、「上尾市次世代育成支援行動計画」と一体化した子ども・子育てに関する総合的な計画として、平成25年11月から26年2月にかけて実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、上尾市子ども・子育て会議での慎重な審議を経て、策定いたしました。

今後は、この計画を指針に、地域や関係機関、行政が綿密に連携し、安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくりを基本理念とし、その実現に向けた施策を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、アンケート調査などで貴重な御意見を賜りました市民の皆様はじめ、計画策定に御尽力いただきました上尾市子ども・子育て会議委員の皆様、関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成 27年 3月

上尾市長 島村 穰

目次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的	3
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	5

第2章 上尾市の子育て環境の現状

1 人口・人口推計	9
2 世帯の状況	12
3 幼稚園・保育所（園）等の状況	14
4 主な子育て支援サービス事業の状況	16
5 アンケート調査結果の概要	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 施策体系	37

第4章 基本目標と事業の展開

基本目標1 就学前の親子への支援の充実	41
1 親と子の健康づくりに向けた支援	41
2 教育・保育事業の推進	45
3 地域における子育て支援の充実	47
基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくり	50
1 子どもの心身の健康づくり	50
2 子どもの居場所・体験機会の提供	52
3 学校・家庭・地域の連携の推進	55
基本目標3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援	57
1 障害のある子どもへの支援の充実	57
2 児童虐待・DV等への対応	59
基本目標4 子育てを応援する環境づくり	61
1 仕事と子育ての調和の推進	61
2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	63
3 子育て家庭への経済的支援	65

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定	69
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等	74
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等.....	82

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	91
2 計画の進行管理	92

資料編

1 策定の経過	95
2 上尾市子ども・子育て会議条例.....	97
3 上尾市子ども・子育て会議委員名簿.....	99
4 上尾市子ども憲章	100
5 用語解説.....	101

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

少子高齢社会が本格化し、都市化や核家族化が進むなかで、家族や地域のきずなが弱まりつつあります。これに伴い、祖父母や近隣から子育ての支援を得ることができず、子育てにおける父母の負担が増加し、育児不安やストレス、児童虐待などの問題が発生しています。

また、女性全体の就業率が高まる一方で、仕事と子育ての両立の困難さから、20歳代後半から30歳代の就業率が大幅に減少しており、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、少子化対策と子育て支援を推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法^{※1}が定められ、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定が義務づけられました。これに伴い本市では、平成17年3月に「上尾市次世代育成支援行動計画」を策定し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、地域における総合的な子育て支援の推進に取り組んできました。

「上尾市次世代育成支援行動計画」が平成26年度に終了するに先立って、平成24年8月に子ども・子育て関連3法^{※2}が成立・公布されました。子ども・子育て関連3法では、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園、保育所(園)、認定こども園を通じた共通の給付(施設型給付)と、小規模保育事業等への給付(地域型保育給付)が創設されたほか、地域子育て支援拠点事業など13の地域子ども・子育て支援事業が位置づけられました。

また、新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施していきませんが、国・都道府県が実施主体の市町村を重層的に支える仕組みとなっています。

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び新たな制度の趣旨に則るとともに、これまで市が取り組んできた子育て支援の取組をより一層充実しながら、市民・地域・企業・市が協働で子育てを支え、子どもが伸びやかに成長していける地域社会の実現を目的とするものです。

※¹ 平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法とされていたが、有効期限が平成37年3月まで10年間延長された。

※² 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

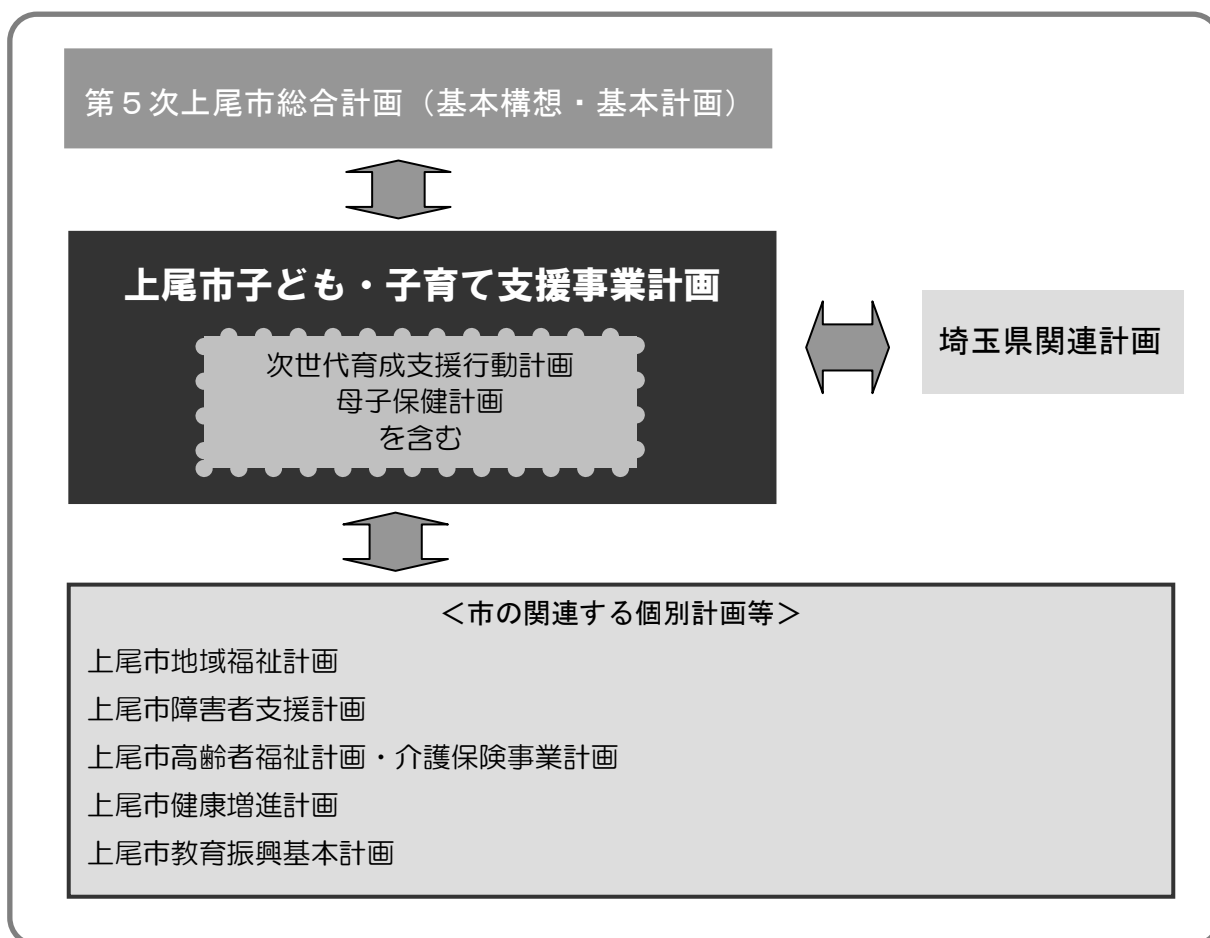
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「上尾市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐとともに、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条^{※3}に基づいて策定したものです。また、母子の健康づくりにかかる「母子保健計画」についても含む計画とします。

本計画は、第5次上尾市総合計画を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者支援計画、健康増進計画など）と整合を図りながら進めていくものです。

本計画の策定にあたっては、「上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）、「上尾市子ども・子育て会議」、「パブリックコメント」を実施し、市民の意見を反映しています。

●●○計画の関連図



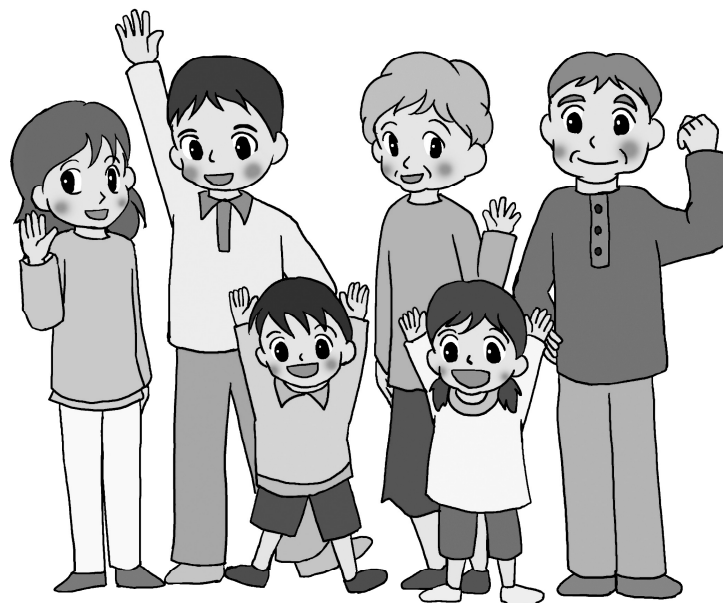
※³ 「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

3 計画の期間

本計画の計画期間を、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

●●○計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第5次総合計画 (基本構想・基本計画)	平成 23～32 年度					
地域福祉計画	平成 19～28 年度					
子ども・子育て支援事業計画	平成 27～31 年度					



第2章 上尾市の子育て環境の現状

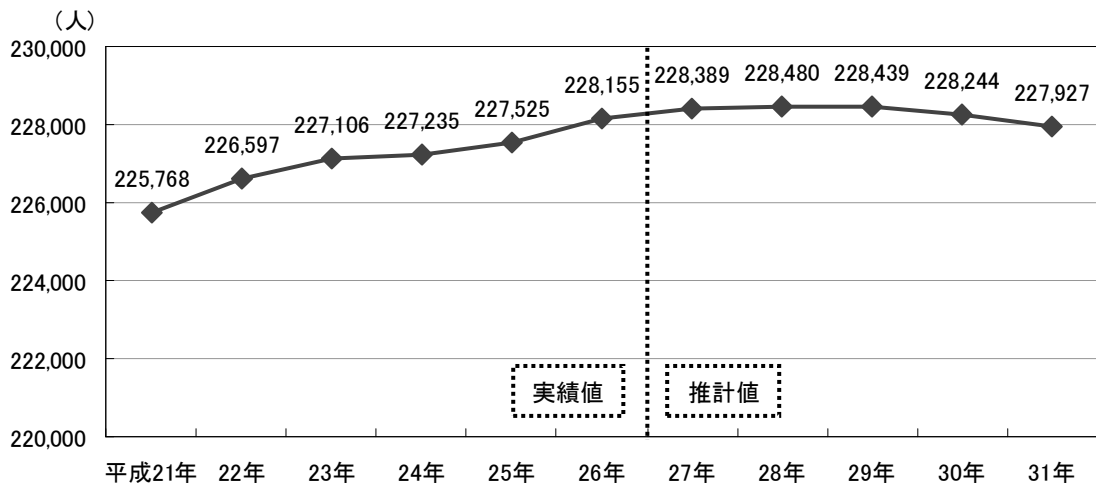
第2章 上尾市の子育て環境の現状

1 人口・人口推計

(1) 総人口の推移と推計

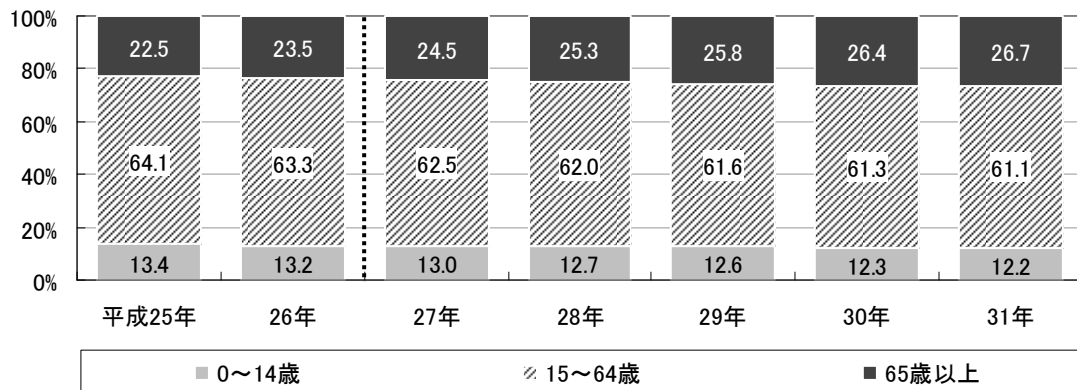
市の総人口は、ゆるやかな増加傾向にあります。平成28年前後をピークに減少に転じていくことが予想されます。年齢3区分別の人口は、今後高齢者人口の割合がますます高くなっていくことが予想されます。

●●○総人口の推移と推計



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
平成27年以降はコーホート要因法による推計人口

●●○年齢3区分別人口構成の推計

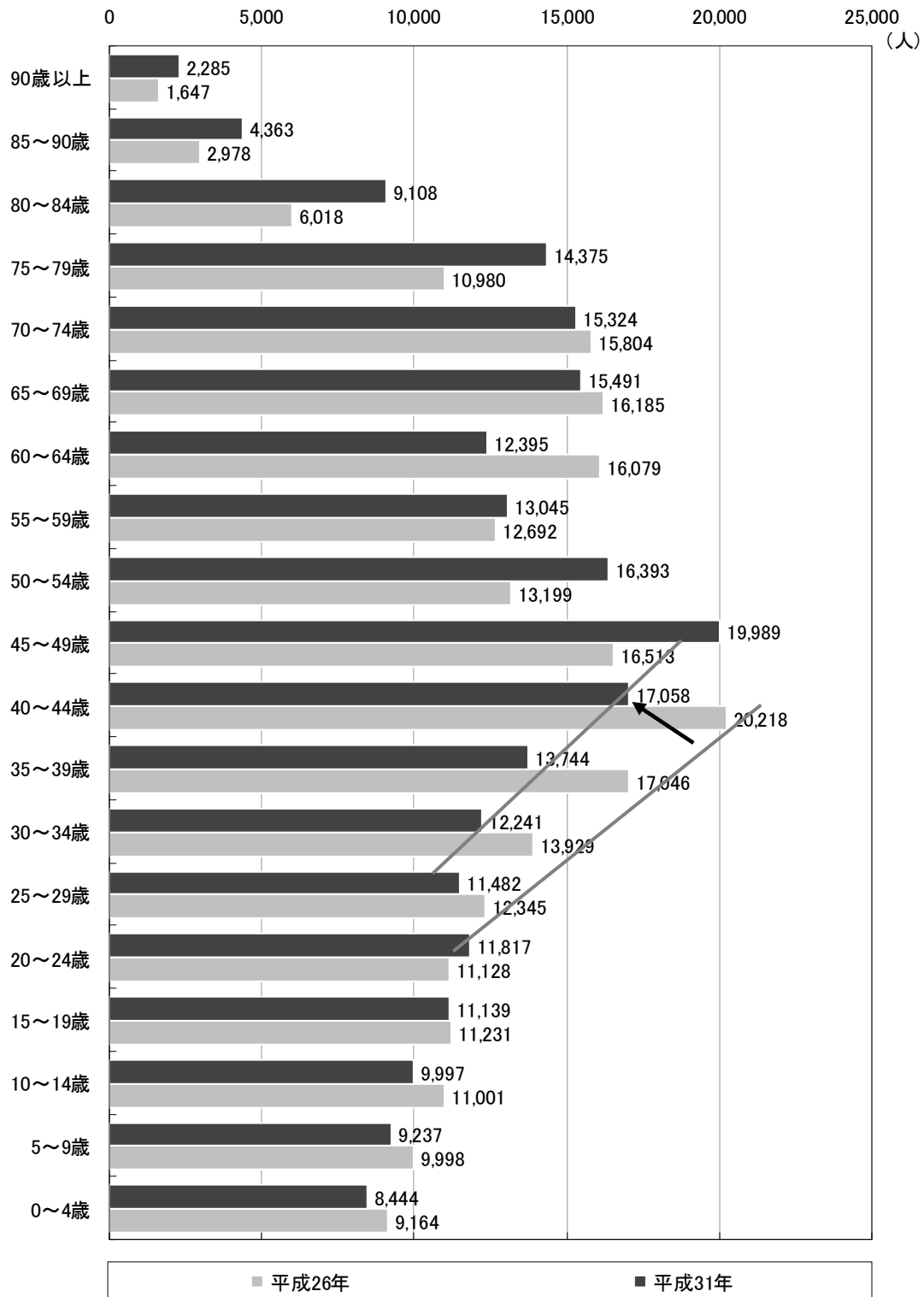


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成25年1月1日現在）
平成27年以降はコーホート要因法による推計値

(2) 5歳階級別の人口構成

5歳階級別の人口構成を見ると、平成26年から平成31年にかけて、子どもの出生に関わりの大きい25歳から44歳の各年齢層で人口の大幅な減少が予想されます。

●●○5歳階級別の人口構成の推移

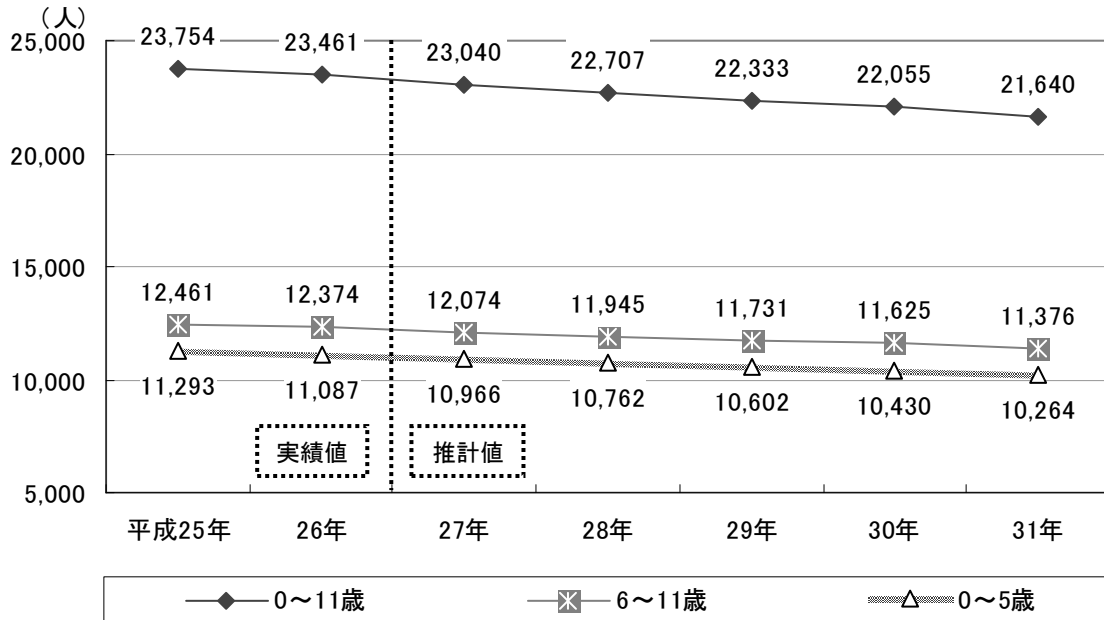


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成26年1月1日現在）
平成31年の推計値はコーホート要因法による

(3) 児童人口の推計

平成26年から平成31年にかけて、市の0～11歳の児童人口はなだらかに減少し続け、約1,800人の減少が予想されます。

●●○児童人口(0～11歳)の推計

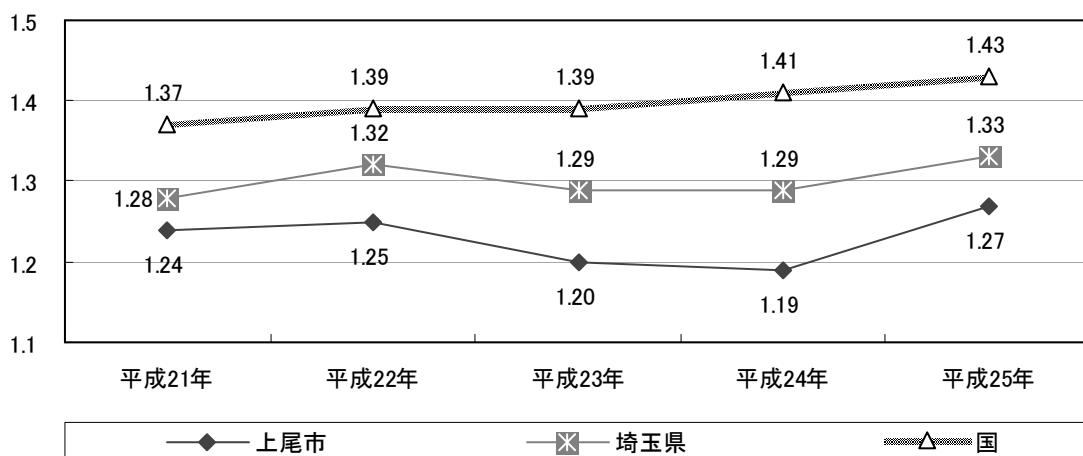


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
平成27年以降はコーホート要因法による推計人口

(4) 合計特殊出生率

市の合計特殊出生率^{※4}は、国や県の平均を下回って推移していますが、平成25年は1.27まで上昇しています。

●●○合計特殊出生率(国、県、市の比較)



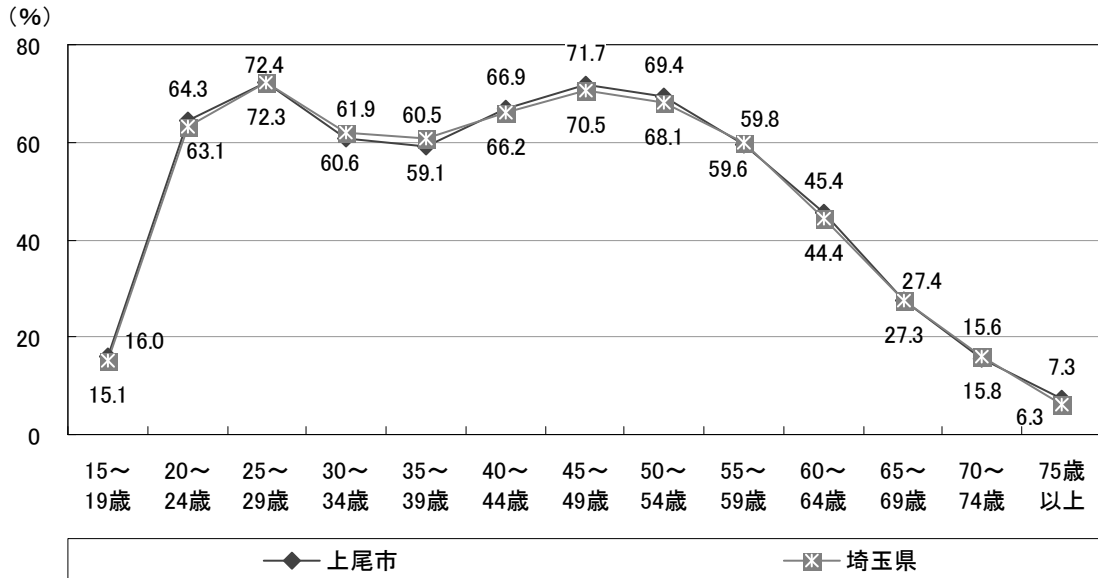
資料：人口動態総覧、埼玉県保健統計年報

※4 一人の女性が一生に産む子どもの平均数。

(5) 女性の就労状況

市の女性の就業率をみると、結婚・出産・子育て期に仕事を中断することによって30歳代で落ち込む「M字カーブ」を形成し、ほぼ県全体と同様の傾向となっています。

●●○女性の年齢別の就業率



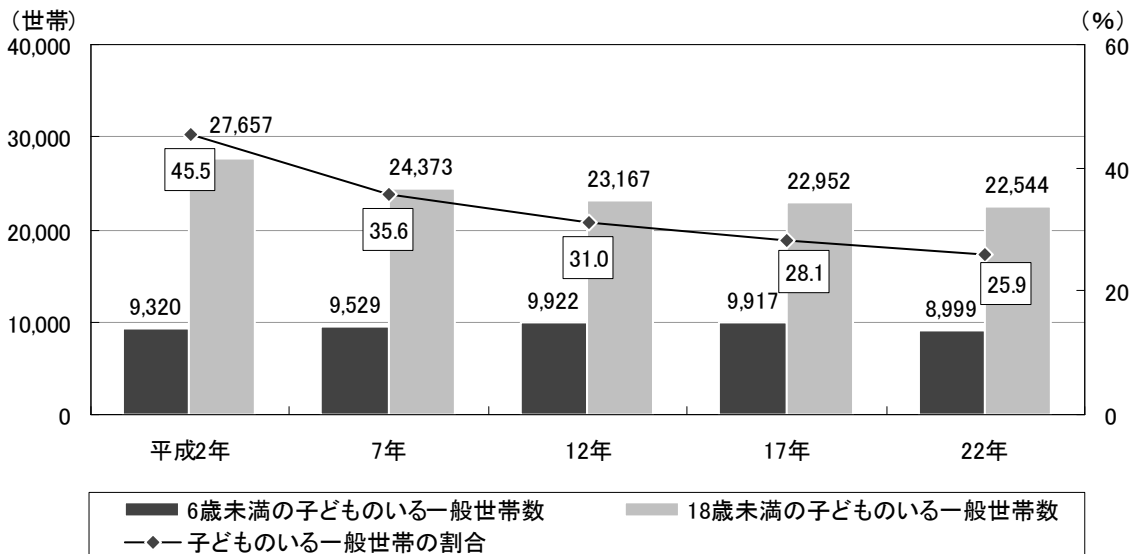
資料：国勢調査（平成22年）

2 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の状況

一般世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、平成2年から平成22年にかけて約20%低下しています。

●●○子どものいる世帯の状況

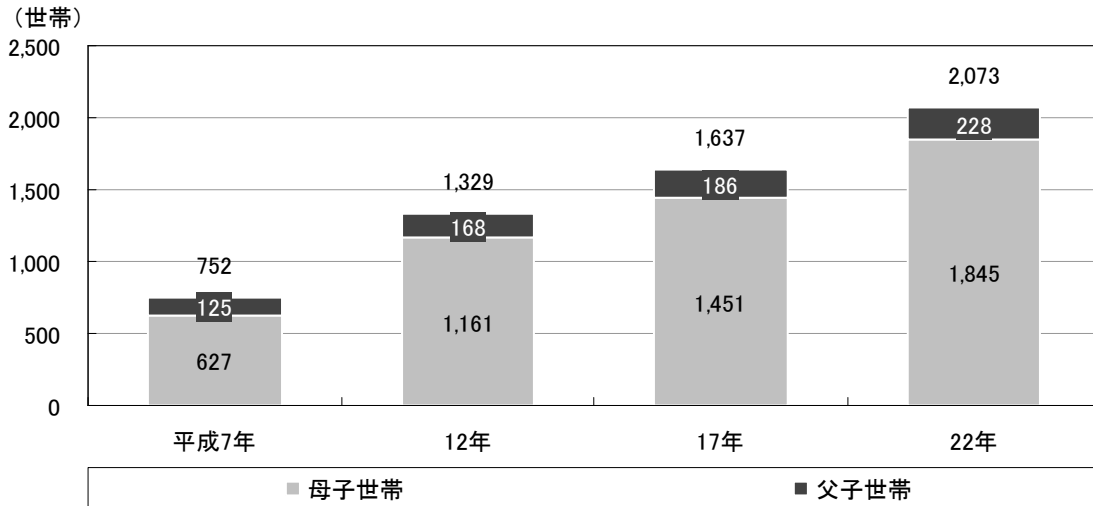


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

市のひとり親世帯（母子・父子世帯）は、平成7年から平成22年にかけて、約3倍に拡大し、特に母子世帯の数が急増しています。

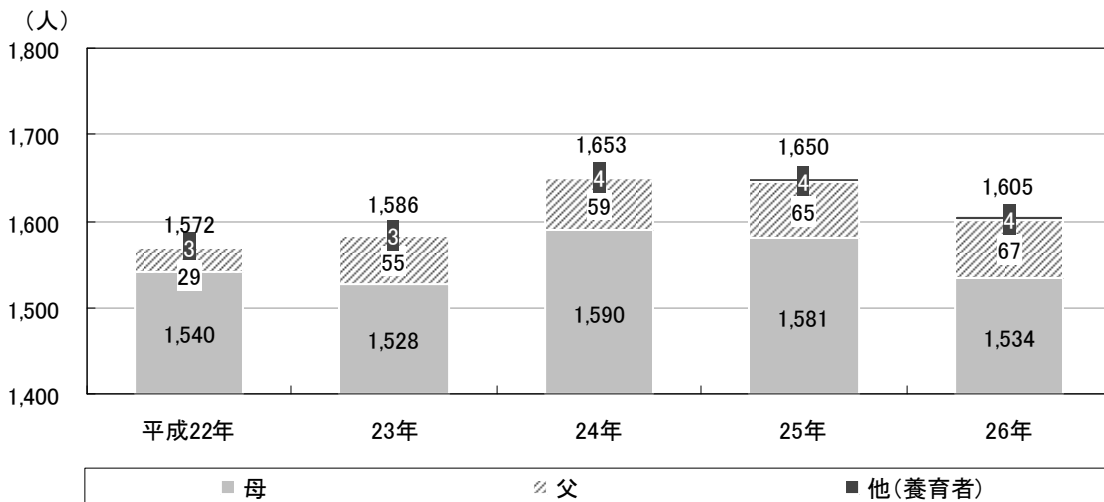
●●○ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

近年、ひとり親世帯の増加により、児童扶養手当受給者数も増加していましたが、平成24年の1,653人をピークに、その後は減少傾向となっています。

●●○児童扶養手当受給者数の推移



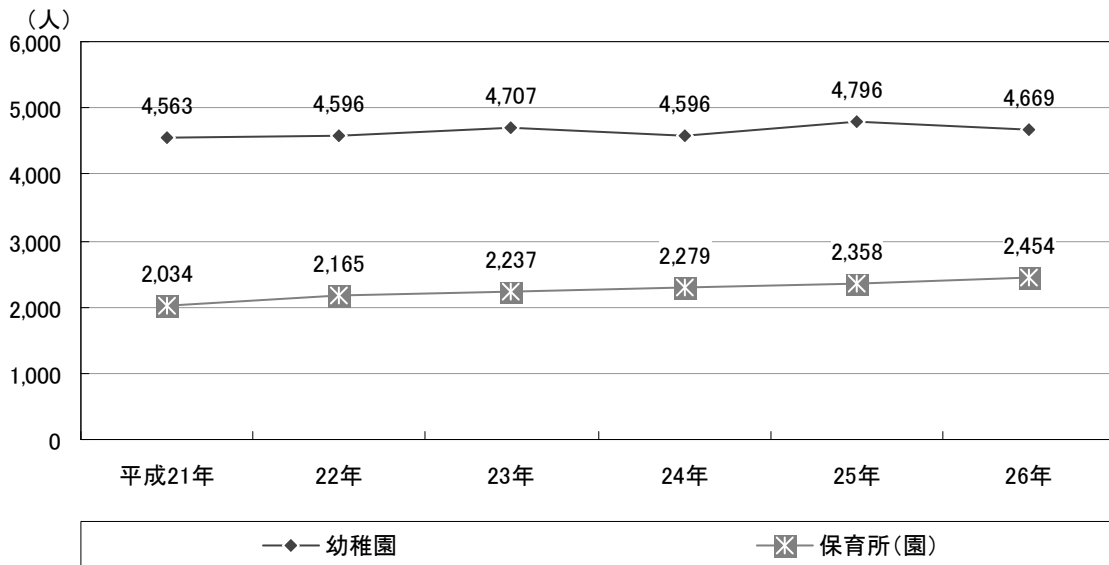
資料：上尾市 ※平成22年8月より父子世帯の父が追加

3 幼稚園・保育所（園）等の状況

(1) 幼稚園・保育所（園）の児童数の推移

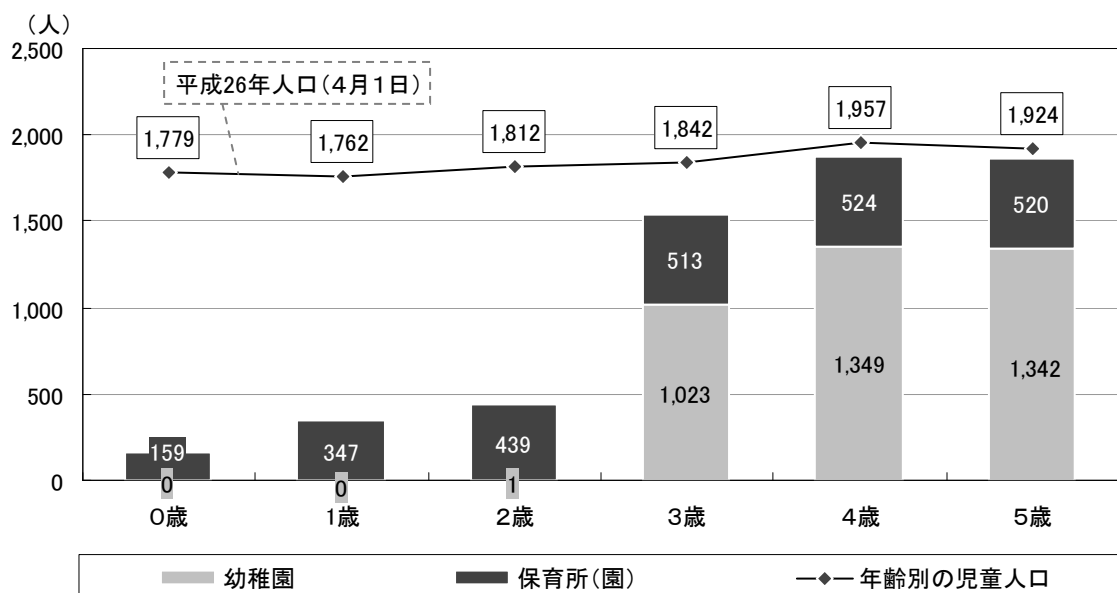
平成26年4月現在、市内には、幼稚園が22園、保育所（園）が32園（私立16園、市立16園、定員2,535人）あり、約7,000人の児童が在籍しています。

●●○幼稚園・保育所（園）における園児数の推移（市外からの受入も含む）



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）、保育課（各年4月1日現在）

●●○市内在住の0～5歳の年齢別人口と幼稚園・保育所（園）に通う園児数（平成26年）

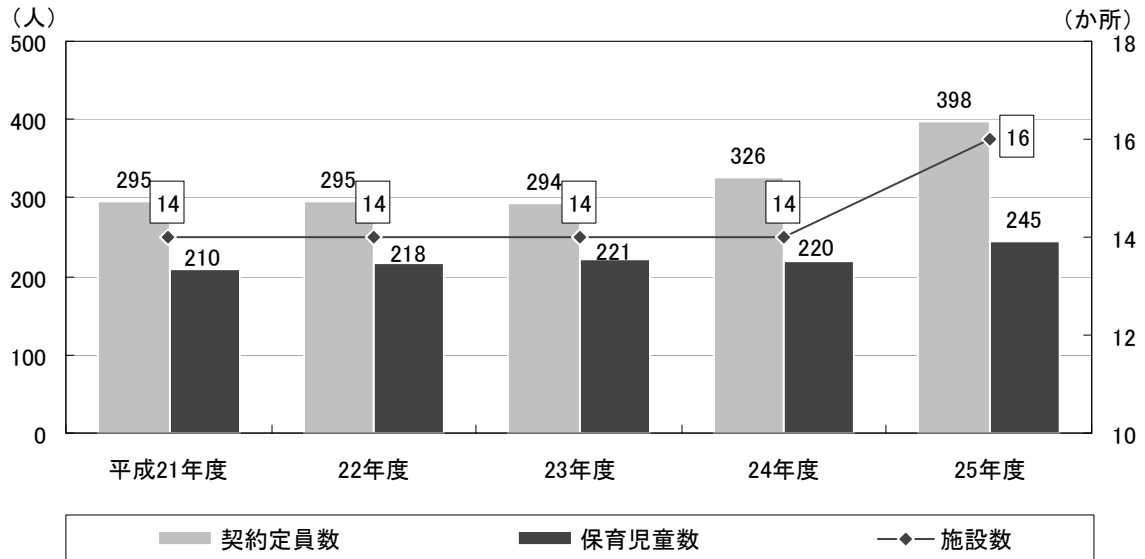


資料：学校基本調査（5月1日現在）、保育課（4月1日現在）

(2) 家庭保育室

平成 26 年 4 月現在、市内には 16 の家庭保育室があり、契約定員数は約 400 人となっています。保育児童数も 245 人となり、増加傾向にあります。

●●○家庭保育室の利用状況



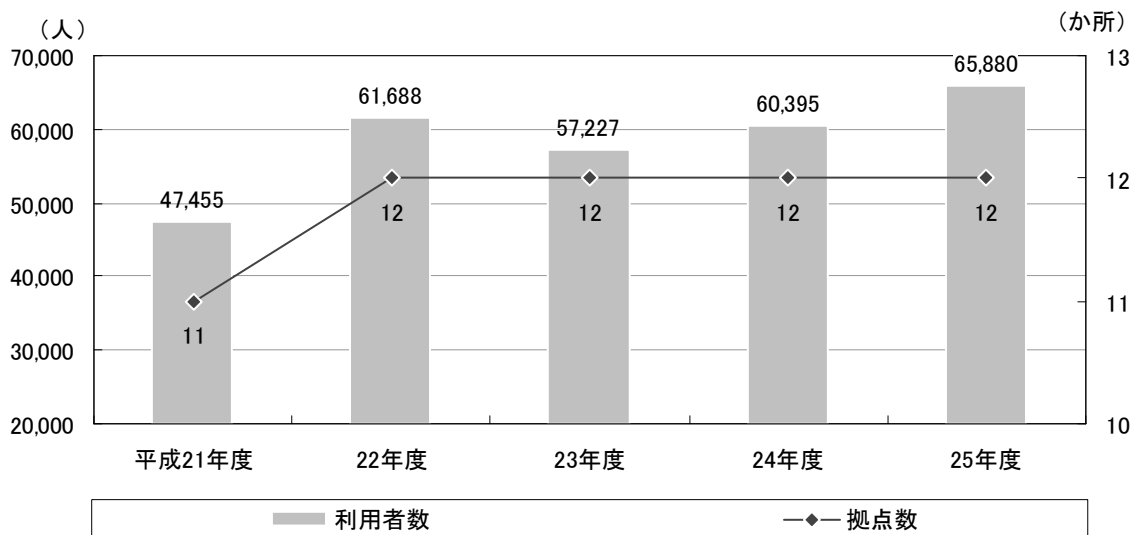
資料：保育課

4 主な子育て支援サービス事業の状況

(1) 地域子育て支援拠点事業

平成26年4月現在、上尾市子育て支援センターをはじめ、市内の幼稚園や保育所（園）など12か所に、地域子育て支援拠点が設置されており、子育てに関する講座やイベント、育児相談を行っています。

●●○地域子育て支援拠点事業の利用状況

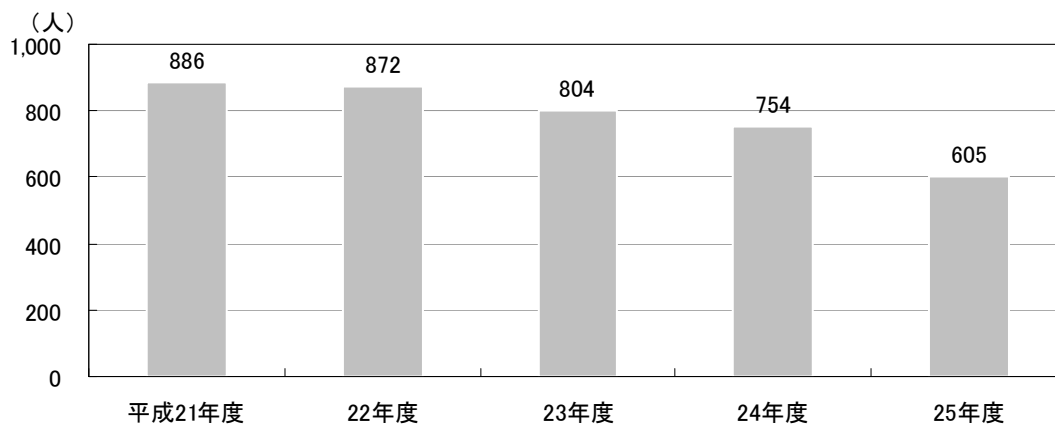


資料：子ども支援課

(2) 子育てサロン

平成26年4月現在、大石公民館及び文化センターで、乳幼児と保護者の交流の場として主任児童委員による子育てサロンを行っています。

●●○子育てサロンの利用状況(利用者延べ人数)

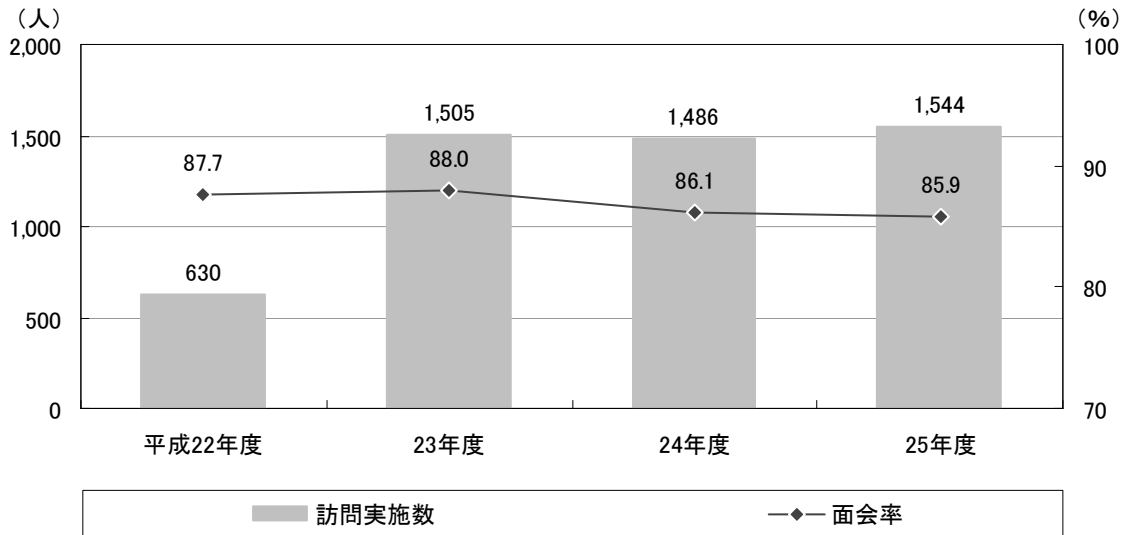


資料：子ども支援課

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

平成22年度より、市内のすべての乳児のいる家庭を対象として、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施しています。様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供しています。

●●○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施状況

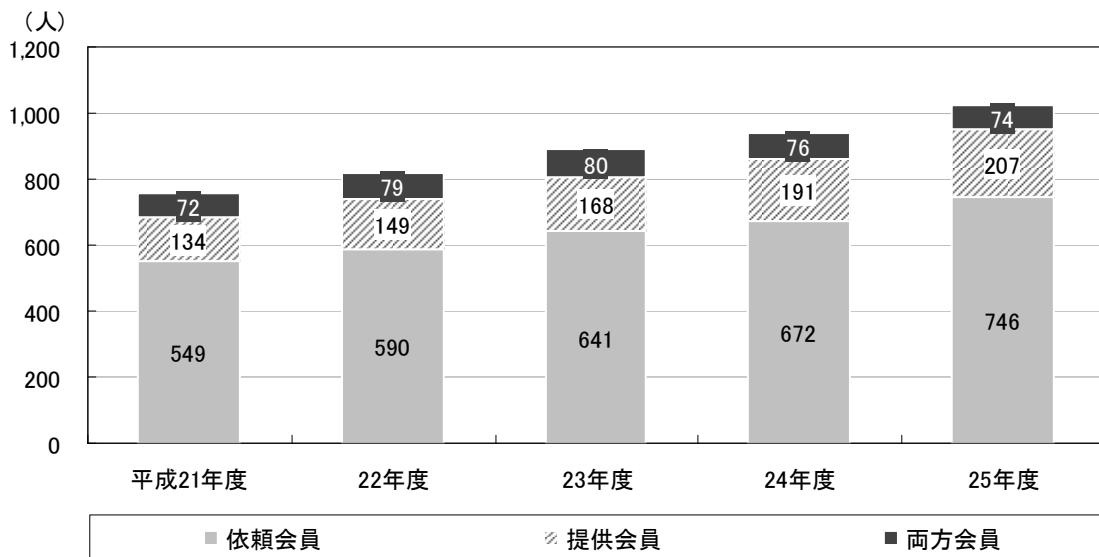


資料：健康増進課
※平成22年11月より開始

(4) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）を会員とした組織で、0歳から小学校6年生までを対象に会員間の相互援助を行っています。会員数は年々増加していますが、依頼会員に対して提供会員が少ない状況にあります。

●●○ファミリー・サポート・センター会員状況



資料：子ども支援課、上尾市社会福祉協議会

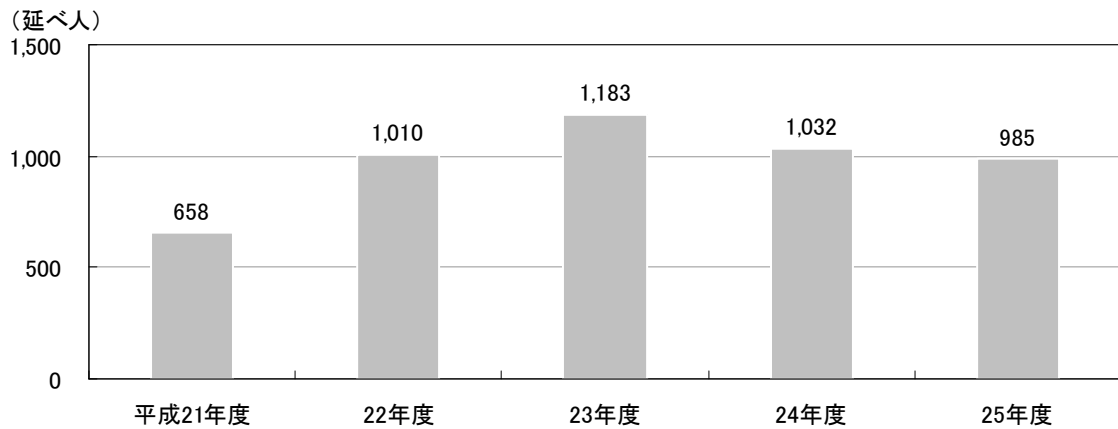
(5) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に対応し、平成 26 年4月現在、市立 16 か所、私立 16 か所の 32 か所で延長保育を実施しています。

(6) 病児・病後児保育事業

市内の病児・病後児保育は、平成 26 年4月現在、病院併設で1か所、保育園2か所で実施し、利用者（延べ人数）は 1,000 人前後で推移しています。

●●○病児・病後児保育の利用状況

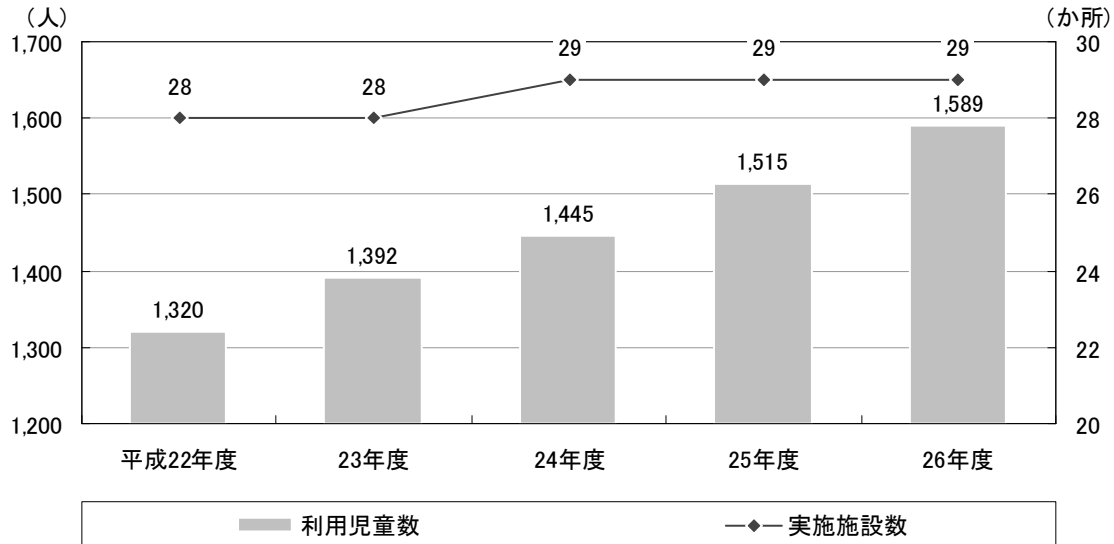


資料：保育課

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成26年4月現在、市内には、29か所（31クラス）の放課後児童クラブ（学童保育所）があり、利用児童数は1,500人を超えて増加傾向にあります。

●●○放課後児童クラブ(学童保育所)利用状況

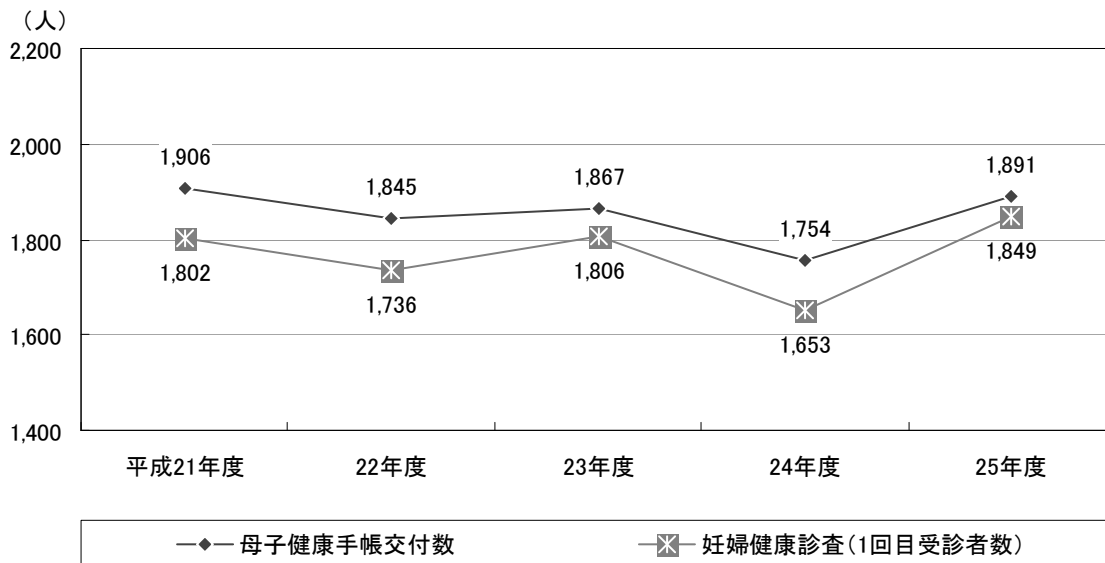


資料：青少年課（各年度4月1日現在）

(8) 妊娠中からの支援状況（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等）

妊娠中からの支援として、各種母子保健事業を実施しており、母子健康手帳の交付数、妊婦健康診査（1回目受診者数）ともにほぼ横ばいで推移しています。

●●○妊娠中からの支援状況



資料：健康増進課

(9) 児童館

市内には2か所の児童館（アッピーランド、こどもの城）があり、幼児から中・高校生まで幅広く利用しています。

●●○児童館アッピーランド利用状況

(単位：人)

年度	入館者数(子ども)				
	合計	乳幼児	小学生	中学生	高校生
平成 21 年度	59,860	34,707	22,742	1,683	728
平成 22 年度	64,590	38,996	21,903	1,965	1,726
平成 23 年度	66,446	39,784	21,871	2,397	2,394
平成 24 年度	62,088	37,659	21,788	1,354	1,287
平成 25 年度	62,559	36,402	22,058	2,636	1,463

資料：児童館アッピーランド

●●○児童館こどもの城利用状況

(単位：人)

年度	入館者数(子ども)				
	合計	乳幼児	小学生	中学生	高校生
平成 21 年度	107,000	75,085	29,217	1,633	1,065
平成 22 年度	116,208	81,953	32,027	1,452	776
平成 23 年度	120,985	84,916	33,330	1,635	1,104
平成 24 年度	116,133	84,204	29,349	1,758	822
平成 25 年度	111,262	79,862	28,538	1,922	940

資料：児童館こどもの城

5 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に先立って、平成 25 年度に、市内在住の就学前児童、就学児童、幼稚園園児、保育所（園）入所待ち児童の保護者と、13～49 歳の市民を対象に実施した、子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般についての調査（「上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」）の主な結果について以下に示します。

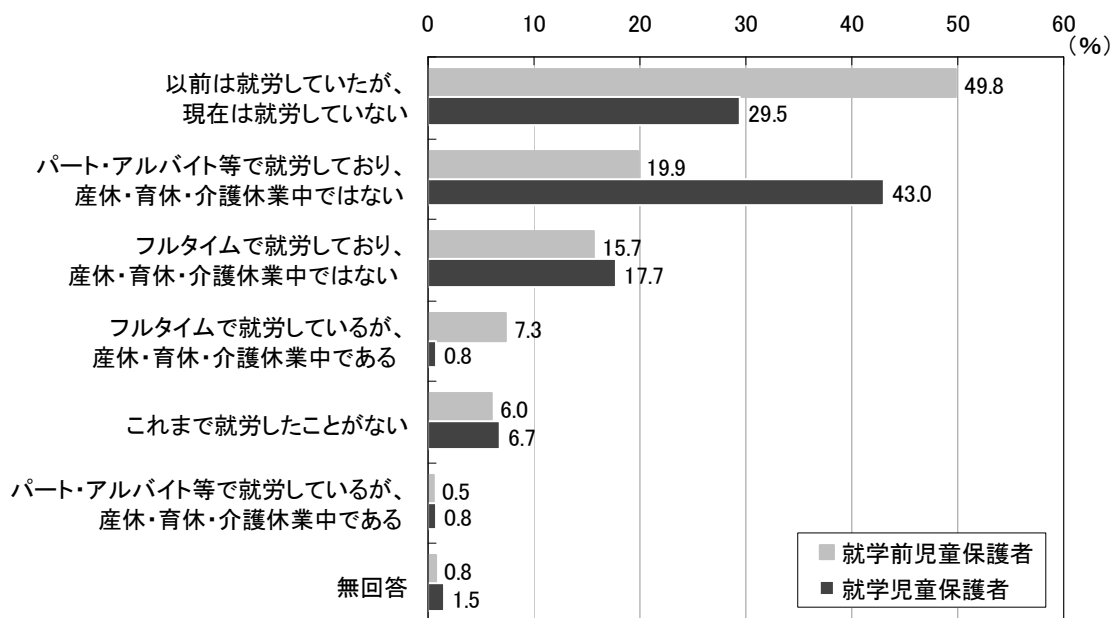
●●○回収結果

調査種別	発送数(件)	回収数(件)	回収率(%)
①就学前児童保護者調査	2,500	1,425	57.0
②就学児童保護者調査	1,000	529	52.9
③幼稚園園児保護者調査	1,600	929	58.1
④保育所(園)入所待ちの方対象調査	424	234	55.2
⑤13歳～18歳の市民対象調査	600	229	38.2
⑥19歳～49歳の市民対象調査	1,000	343	34.3

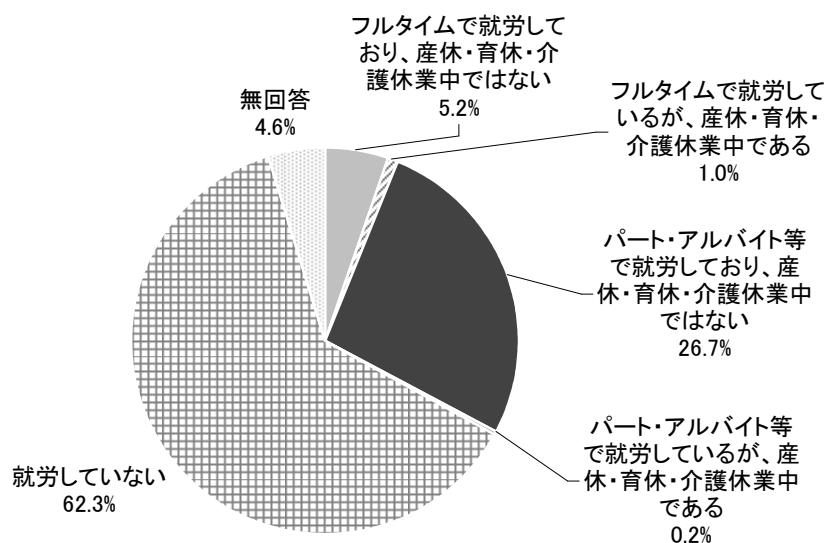
(1) 母親の就労状況

就学児童保護者は「パート・アルバイト等で就労している」、就学前児童保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が高くなっています。

●●○母親の就労状況(就学前児童保護者／就学児童保護者)



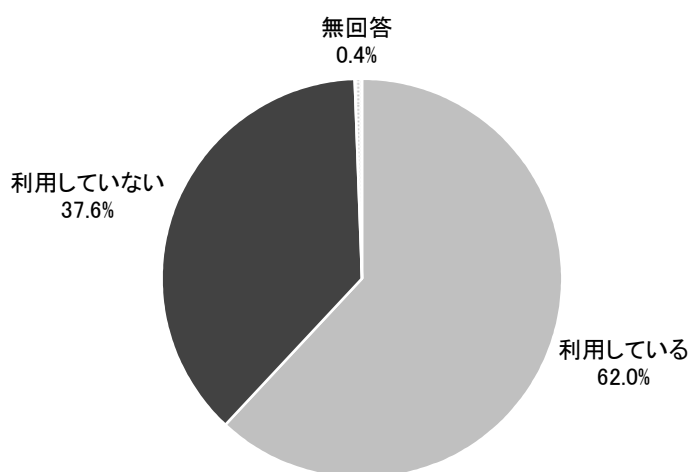
●●○母親の就労状況(幼稚園園児保護者)



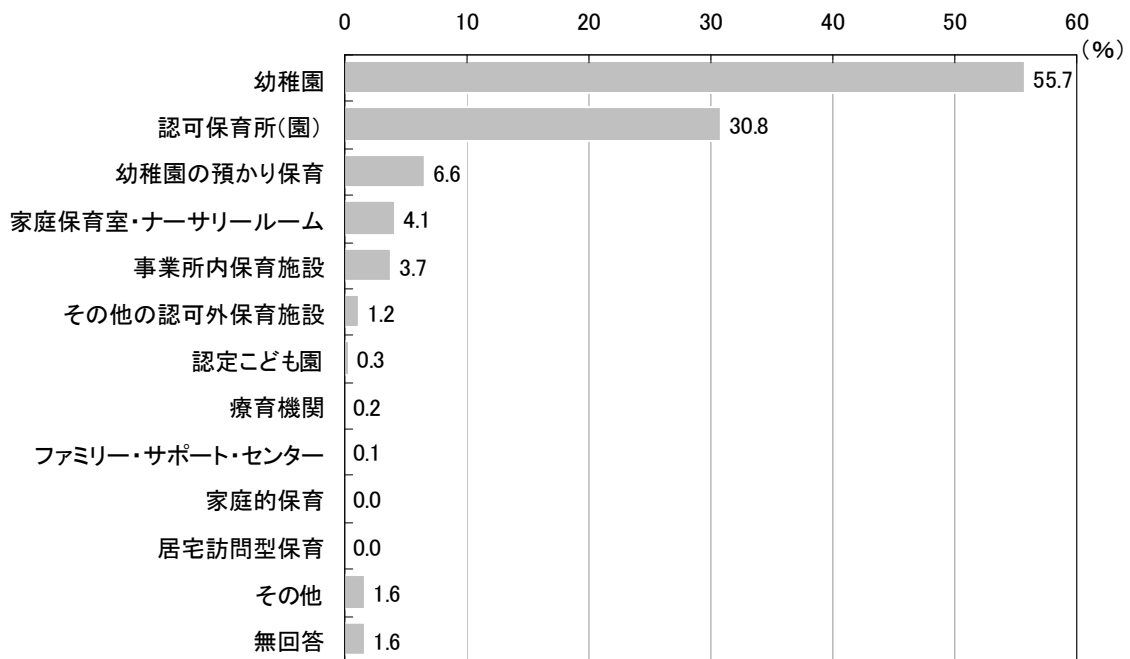
(2) 幼稚園・保育所(園)の利用状況

平日に幼稚園や保育所(園)を利用している就学前児童は全体の約6割で、利用しているサービスは「幼稚園」が5割以上、「認可保育所(園)」が約3割となっています。また、幼稚園児の預かり保育の利用状況では、「現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している」は約1割となっています。

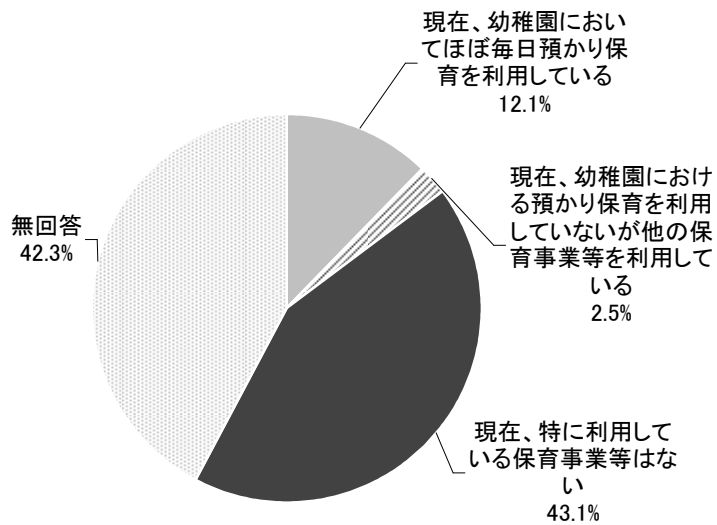
●●○平日の幼稚園・保育所(園)等の利用状況(就学前児童保護者)



●●○平日利用している教育・保育サービス(就学前児童保護者)【複数回答】



●●○幼稚園の預かり保育の利用状況(幼稚園園児保護者)

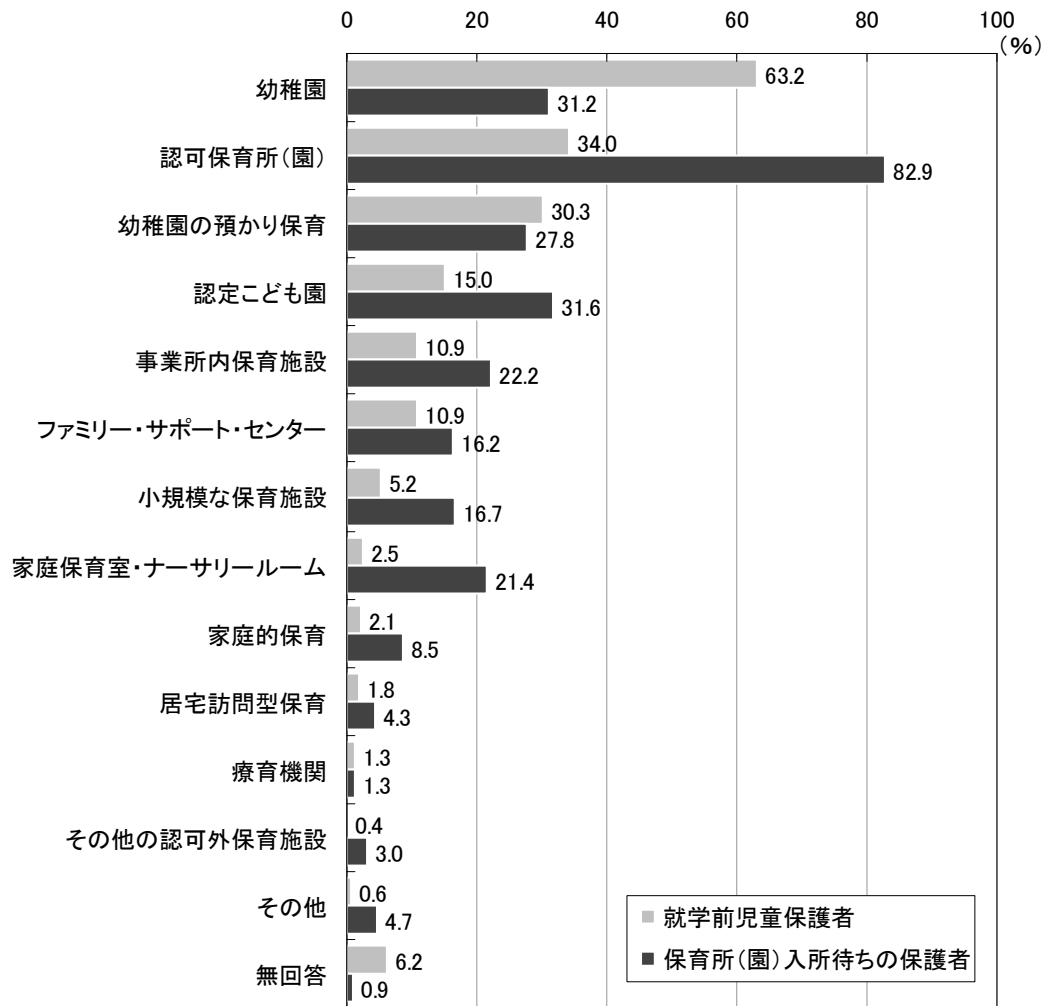


(3) 利用したい施設やサービス

今後定期的に利用したい施設やサービスは、就学前児童では「幼稚園」が6割を超え最も多く、次いで「認可保育所(園)」や「幼稚園の預かり保育」が3割を超えています。保育所(園)入所待ちの保護者では「認可保育所(園)」への希望が8割を超えています。

●●○今後、定期的に利用したい施設やサービス(就学前児童保護者／保育所(園)入所待ちの方)

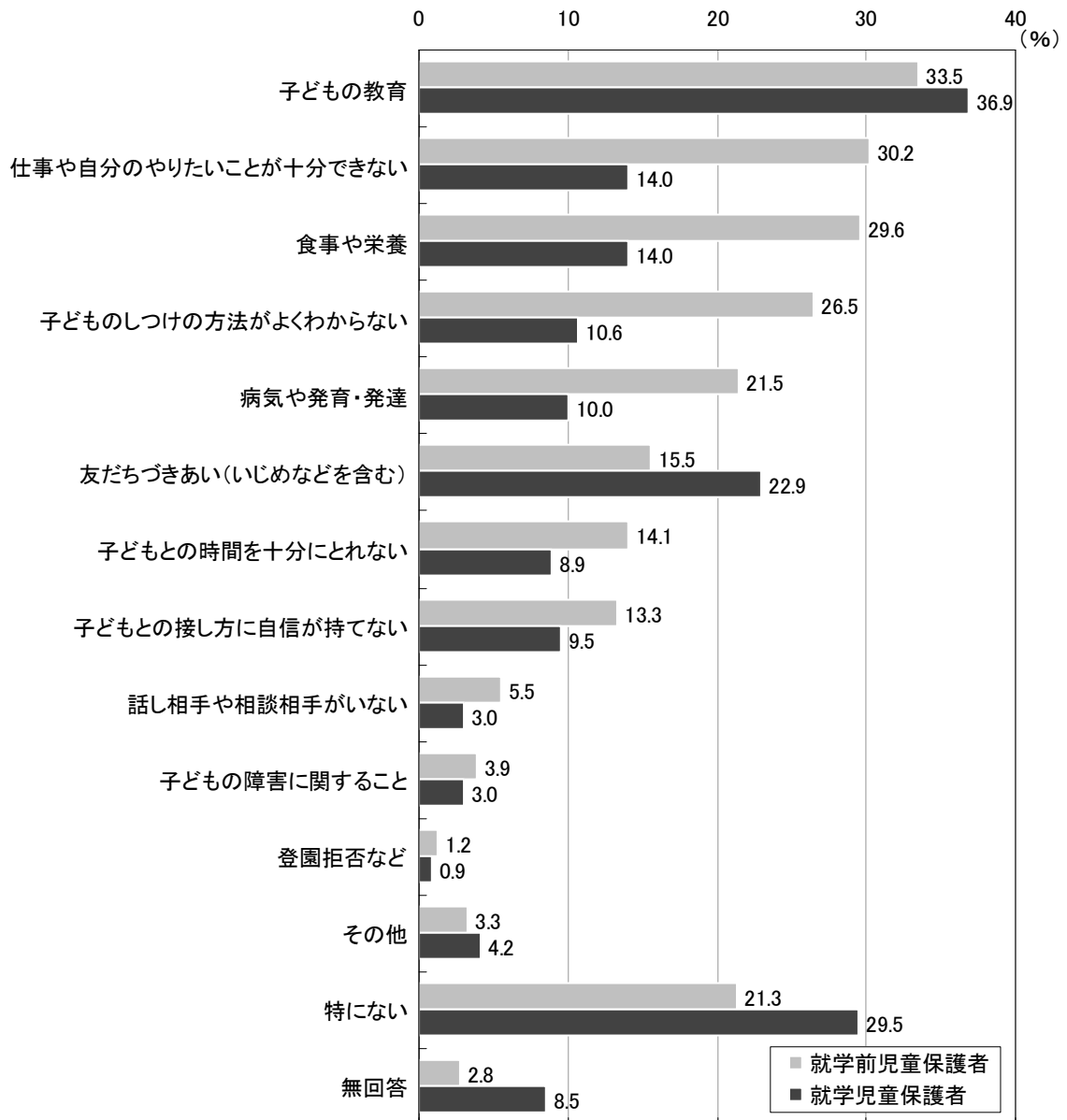
【複数回答】



(4) 子育てについて悩んでいること

就学前児童の保護者が子育てについて悩んでいることでは、「子どもの教育」、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」、「食事や栄養」などが約3割となっています。就学児童保護者では、「子どもの教育」が3割半ばと最も多く、「友だちづきあい（いじめなどを含む）」が2割を超えています。

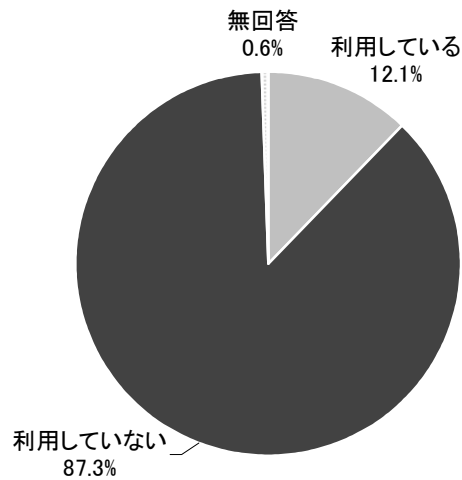
●●○子育てについて悩んでいること(就学前児童保護者／就学児童保護者)【複数回答】



(5) 放課後児童クラブ(学童保育所)の利用

「放課後児童クラブ(学童保育所)」を利用している就学児童が1割を超えています。

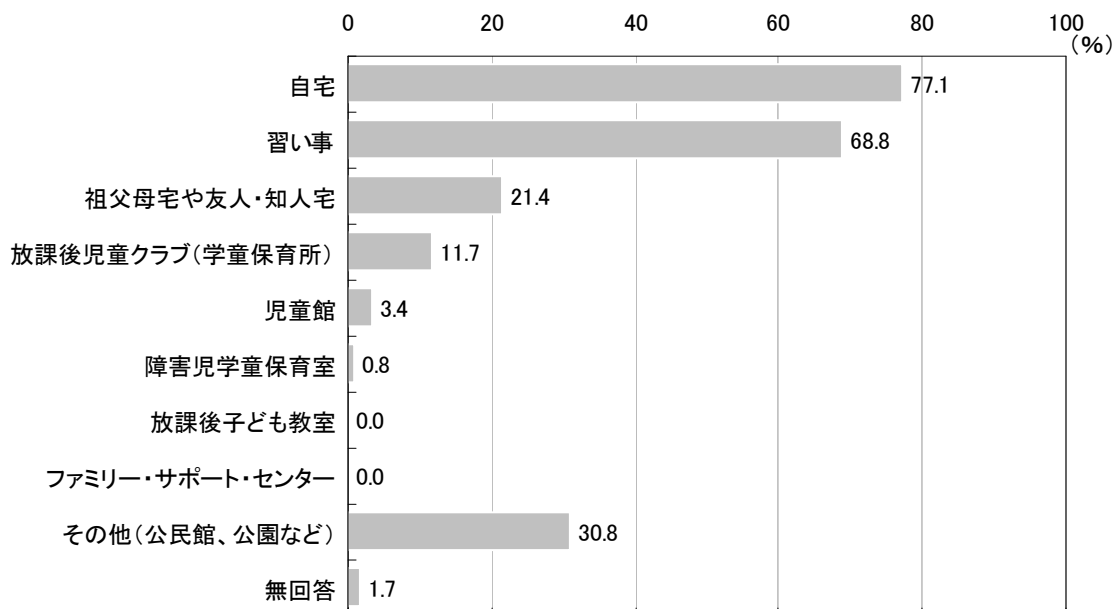
●●○放課後児童クラブ(学童保育所)の利用状況(就学児童保護者)



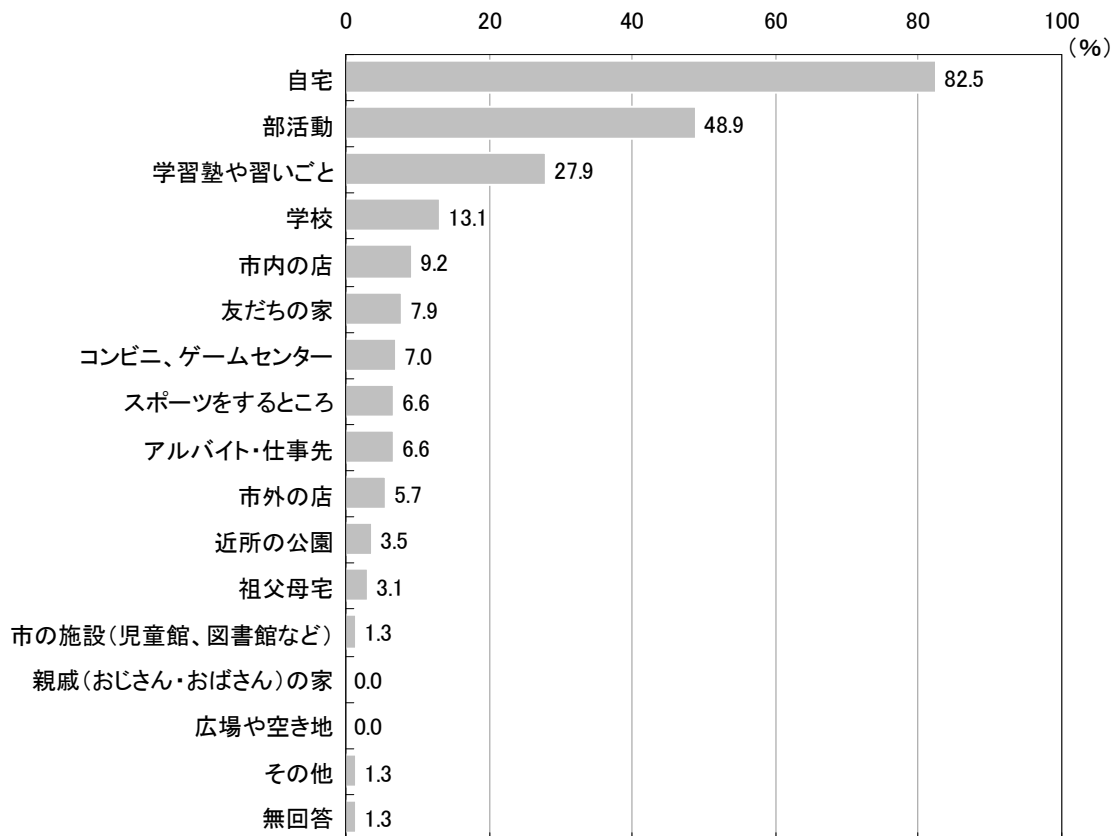
(6) 放課後の過ごし方

就学児童の放課後の過ごし方では、「自宅」が8割近くで最も多く、次いで「習い事」が約7割となっています。13歳～18歳市民では、「自宅」が8割以上、次いで「部活動」が5割近くとなっています。

●●○放課後の過ごし方(就学児童保護者)【複数回答】



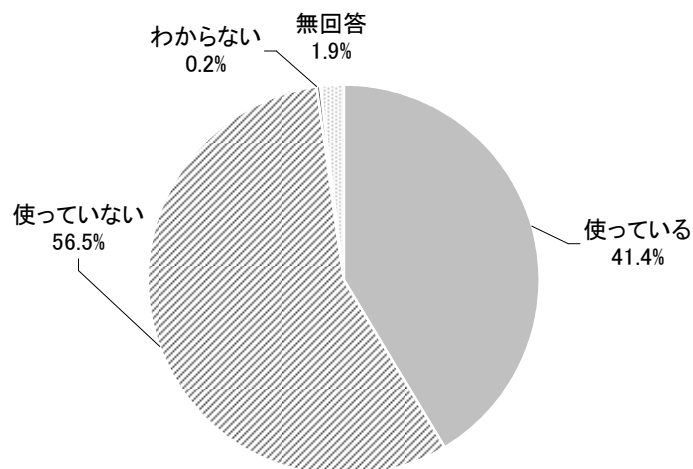
●●○放課後の過ごし方(13歳～18歳市民)【複数回答】



(7) インターネットの利用

就学児童が学校以外で携帯電話やパソコン等インターネットを使っている割合は約4割と なっています。

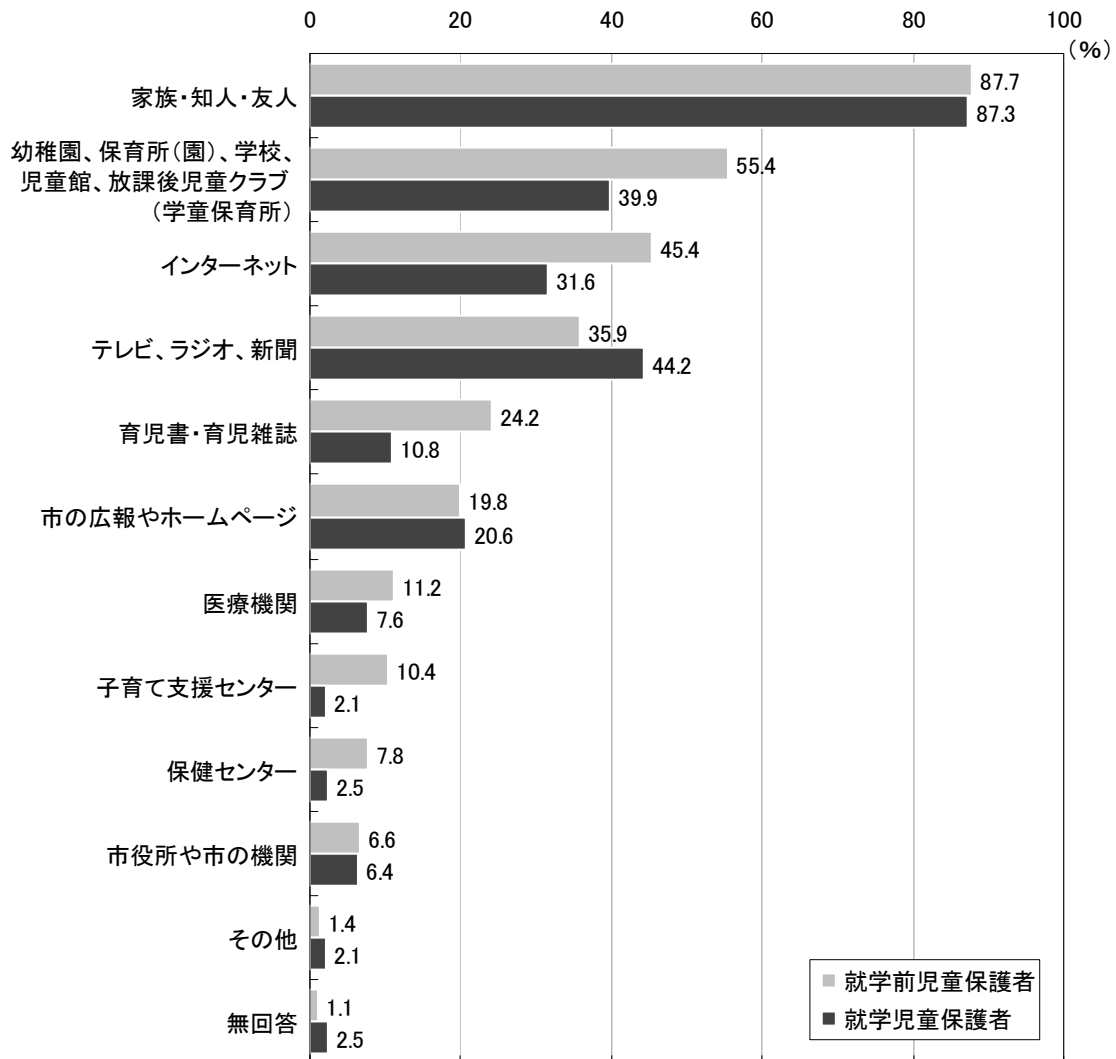
●●○学校以外での子どものインターネットの利用(就学児童保護者)



(8) 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先では、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「家族・知人・友人」が9割近くと最も多く、次いで就学前児童保護者では「幼稚園、保育所(園)、学校、児童館、放課後児童クラブ(学童保育所)」が5割半ば、就学児童保護者では「テレビ、ラジオ、新聞」が4割半ばとなっています。

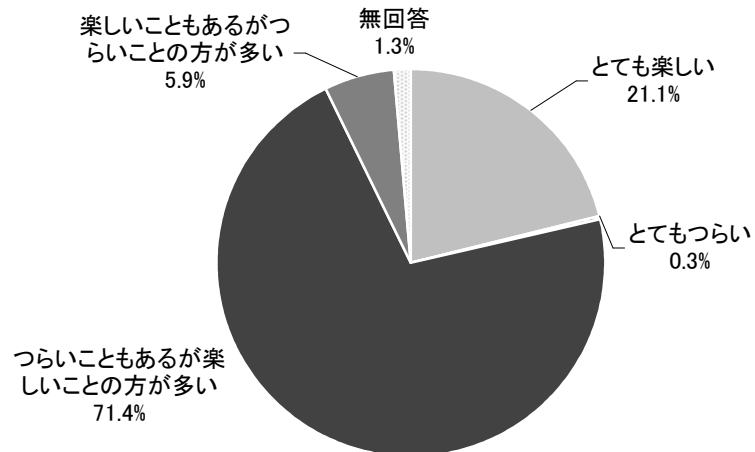
●●○子育てに関する情報の入手先(就学前児童保護者／就学児童保護者)【複数回答】



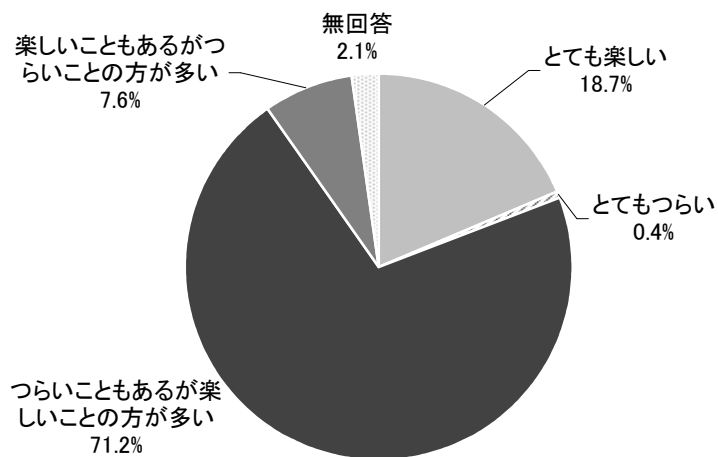
(9) 子育てについての感想

子育てについての感想は、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」が7割を超え、「とても楽しい」と合わせると9割前後となっています。

●●○子育てについての感想(就学前児童保護者)



●●○子育てについての感想(就学児童保護者)

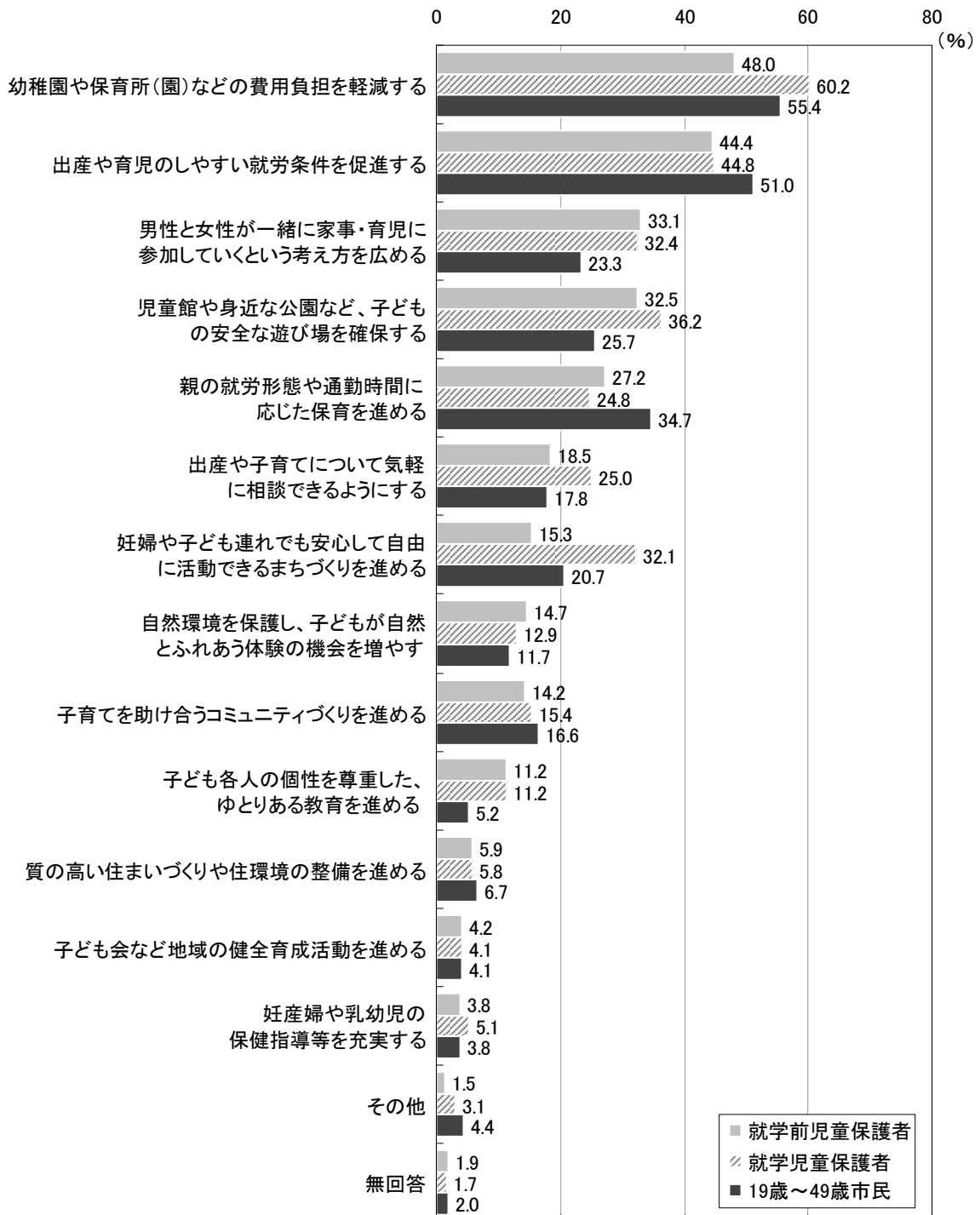


(10) 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること

子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることでは、就学前児童保護者、就学児童保護者、19歳～49歳市民のいずれも「幼稚園や保育所(園)などの費用負担を軽減する」が最も高くなっています。また、いずれの調査においても「出産や育児のしやすい就労条件を促進する」が2番目に高く、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに4割半ば、19歳～49歳市民では5割を超えています。

●●○子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること(就学前児童保護者/就学児童保護者/19歳～49歳市民)

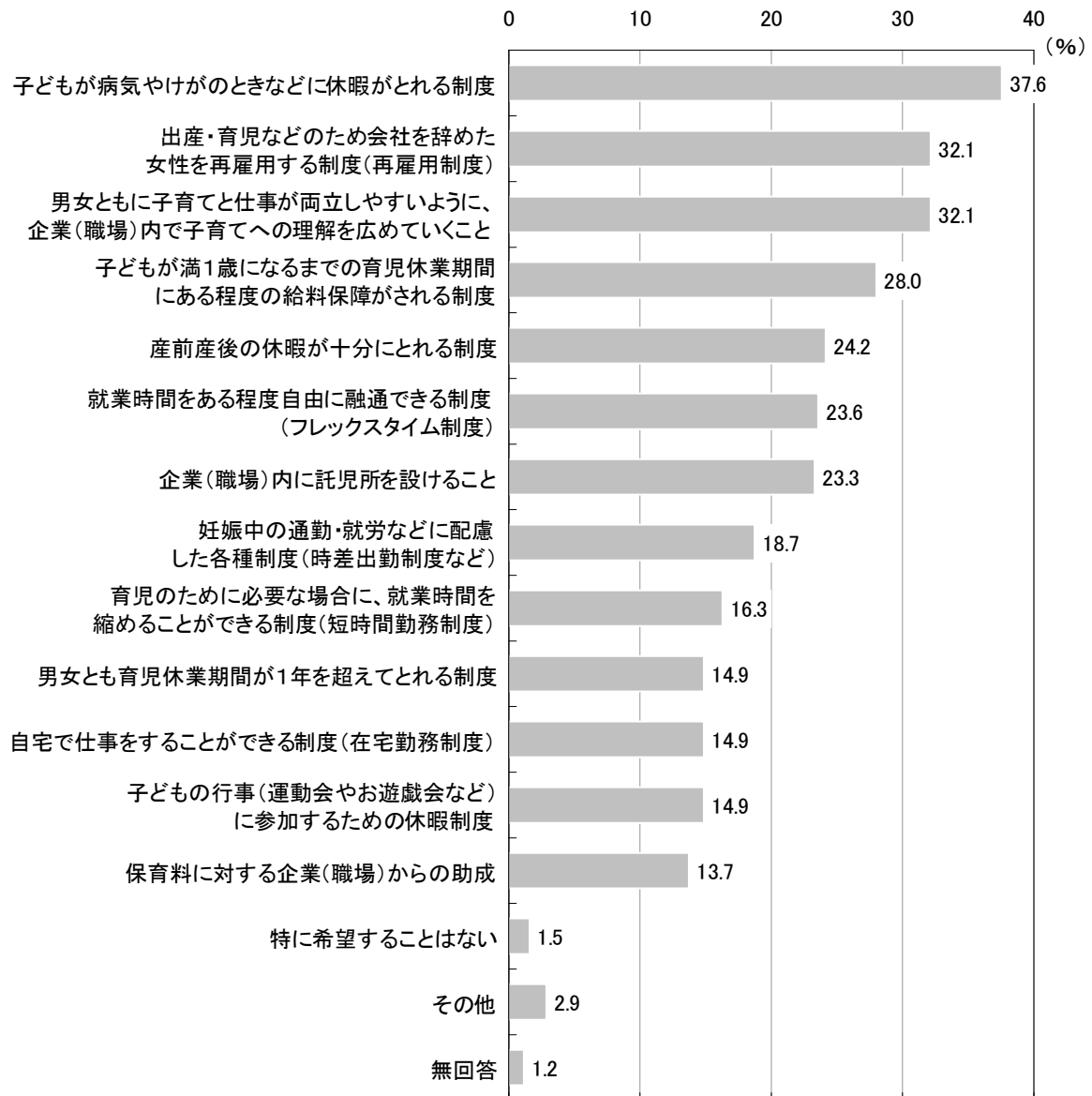
【複数回答】



(11) 子育てと仕事を両立するために職場で必要なこと

子育てと仕事を両立するために職場で必要なことでは、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」が4割近くと最も多く、次いで「出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度）」と「男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと」がともに3割強となっています。

●●○子育てと仕事を両立するために職場で必要なこと(19歳～49歳市民)【複数回答】



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

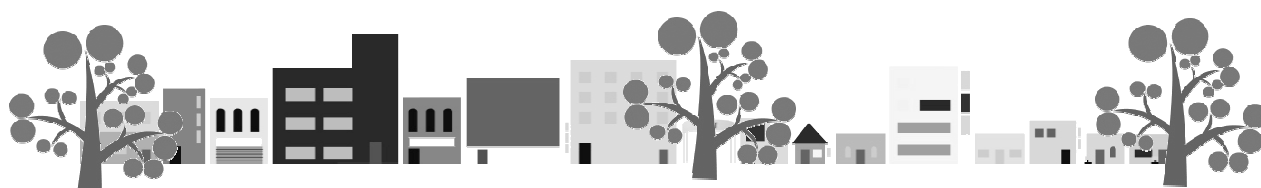
第5次上尾市総合計画・基本構想（平成23年度～32年度）では、次世代を育成するため、安心して子どもを産み育てられる社会づくりや、子どもたちが健全で伸び伸びと育ち個性や能力を高められる環境づくりを目指しています。

また、前回計画である「上尾市次世代育成支援行動計画」では、子育て支援の充実とともに、子どもの権利の尊重と、子どもの笑顔を応援する視点を重視していました。

本計画では、これらの考え方を引き継ぐとともに、次世代育成支援対策推進法及び新たな制度の趣旨を踏まえ、「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」を基本理念に、子どもの健やかな成長を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを目指します。

基本理念

安心して子どもを産み育て、
子どもが伸びやかに育つまちづくり



2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の4つの柱を基本目標として、具体的な施策・事業の展開を図ります。

基本目標1 就学前の親子への支援の充実

乳幼児期における親子の健康づくりや育児不安の軽減、子育ての仲間づくり等によりストレスの解消に努めるとともに、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、多様なニーズに応える保育の充実、各種相談や支援の体制づくりを進めます。

基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくり

子どもの心身の健全な発達が実現されるよう、学校教育及び地域と連携し、子どもを育てる環境づくりを推進します。また、地域における子どもたちの居場所や様々な体験を得る機会の確保に努め、郷土愛に満ちた次世代の人づくりに取り組みます。

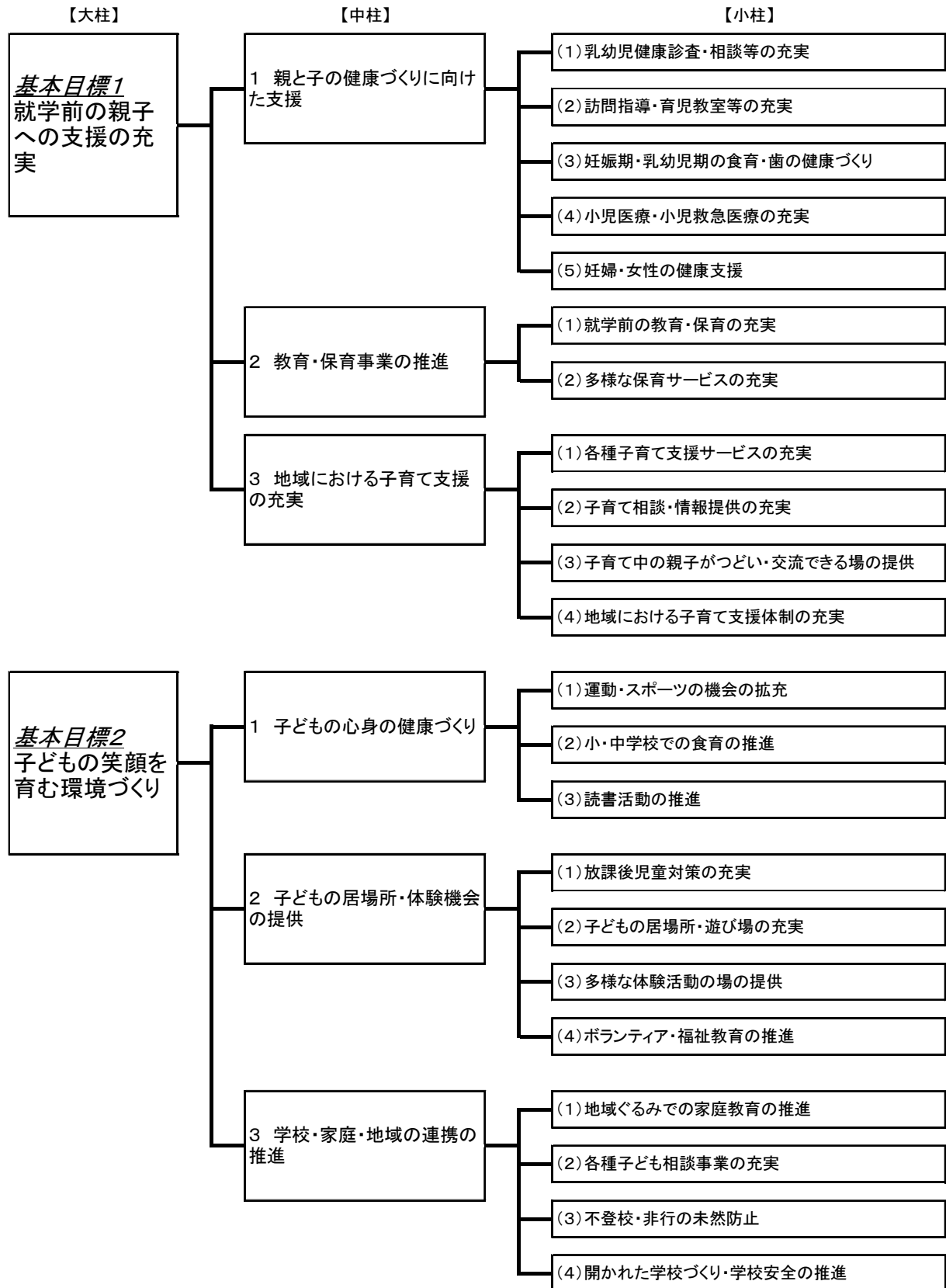
基本目標3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援

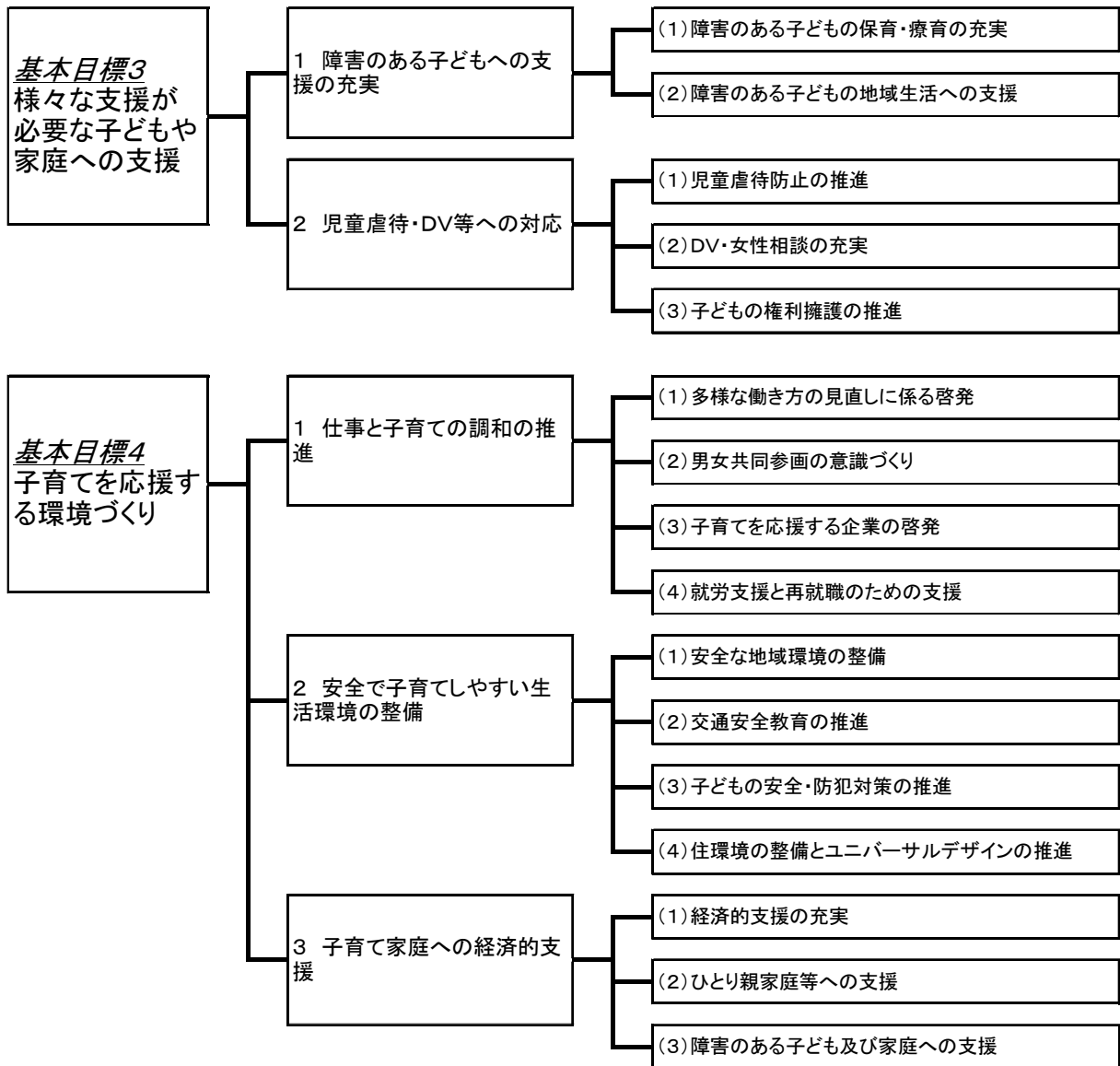
障害のある児童の療育・保育・教育の充実と、地域生活における自立に向け、関係機関と連携して必要な支援を行っていきます。また、児童虐待・DV（配偶者や恋人からの暴力）等の防止に向けた取組や、被害にあった方への支援の充実に努めます。

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

子育てと仕事を両立しやすい社会環境の整備に努めるとともに、社会全体で子どもを健全に育成できる環境や仕組みづくり、ひとり親家庭をはじめとする多様な子育て家庭への経済的支援と、自立に向けた支援に取り組みます。

3 施策体系





第4章 基本目標と事業の展開

第4章 基本目標と事業の展開

基本目標1 就学前の親子への支援の充実

1 親と子の健康づくりに向けた支援

【現状と課題】

- 乳幼児期は生涯を通じた健康づくりに重要な時期であり、心と体の健康がその基盤となることから、親と子が健やかに過ごすことが必要です。
- 市では、子どもの疾病や発達の遅れを早期に発見し、健全な育成を図ることを目的に乳幼児健康診査を実施しているほか、子育ての不安・悩み、心身の発達の心配や健康等について、保育士・保健師等が、電話又は面接・訪問等により相談に応じています。
- 発達に不安のある乳幼児と保護者に対しては、継続的に健全な発育、発達を促すための援助を行っているほか、子どもの健やかな発育・発達や保護者の育児不安の軽減を図るための相談事業を実施しています。
- 平成25年度に実施したアンケート調査では、「病気や発育・発達」「食事や栄養」などで悩みを抱えている就学前児童の保護者が2～3割あり、子どもの健康や育児不安の解消を図っていく必要があります。
- 周産期から乳児期の支援としては、妊婦を対象とした栄養指導・歯科指導、妊婦とそのパートナーを対象とした妊婦教室、両親学級、乳児の月齢にあわせた離乳食の指導を行っています。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）では、乳児のいるすべての家庭への訪問と支援を目標に取り組んでいます。
- 母子の健康づくりを目標にした住民自身による活動として、市内の6地区に愛育班が組織され、各愛育班には担当保健師が配置されているほか、母子保健活動の推進を図るため5つの団地^{※5}に母子保健推進員が配属されています。
- 小児医療に関しては、子どもが突発的な事故や病気のとくに、適切な医療を受けることができるように関係機関と連携し、救急医療体制の整備に取り組んでいます。
- 働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴い、ストレスや高齢出産に対する不安等をかかえる妊婦が増加していることから、妊婦健康診査の受診率向上を図るとともに、不妊・不育に関する相談窓口等の情報提供の充実を図っていく必要があります。

^{※5} 根貝戸団地、原市団地、尾山台団地、西上尾第一団地、西上尾第二団地（現在、西上尾第一団地の母子保健推進員の活動が休止となっています。）

- 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実を図ることが必要です。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点等の整備について検討していく必要があります。

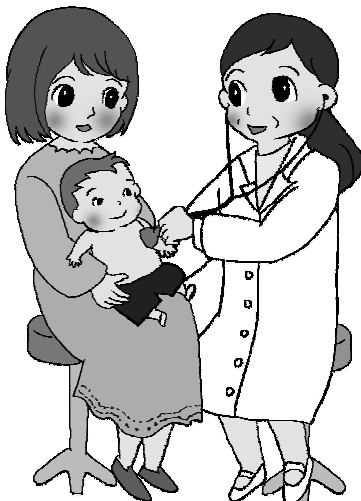
【施策の方向】

(1) 乳幼児健康診査・相談等の充実

- 4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査及び発達クリニック、予防接種事業を実施し、乳幼児の発育・発達の支援、疾病予防を図ります。
- 子育ての不安・悩み、心身の発達の心配や健康等について、育児・発達相談、親子教室により相談に応じます。
- 東保健センターを中心とした各地区での乳幼児健康相談、子育て支援センターで実施している相談業務の充実を図ります。
- 乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障害の早期発見に努めるとともに、相談・情報提供体制の充実を図ります。

主な取組・事業

- ☆乳幼児健康診査
- ☆発達クリニック
- ☆予防接種
- ☆育児・発達相談
- ☆親子教室の充実
- ☆子育て支援センターでの育児相談事業
- ☆乳幼児健康相談（にこにこ相談会、すくすく計測会）
- ☆10か月児健康相談
- ☆ことばとこころの相談



(2) 訪問指導・育児教室等の充実

- 妊娠・出産・育児に関する母子保健サービスの情報提供と妊産婦・乳幼児の保健管理の向上を図るために母子健康手帳を交付します。
- 妊産婦並びに新生児の健康の保持及び異常の早期発見を図るための訪問指導、訪問による保健指導が必要な場合の乳幼児訪問指導、未熟児に対する訪問指導を実施します。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）などにより把握した、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。
- 市内・市外の産科医療機関と連携し、周産期の段階から支援が必要な家庭への訪問を行い、早期の育児不安等を軽減し虐待の予防を図ります。
- 妊婦教室・両親学級や育児教室、多胎児のつどいを実施し、安心して子育てできるよう支援します。
- 妊婦教室（2日目）と両親学級では、パートナーの育児参加を促進するために、妊婦とそのパートナーで参加できるプログラムにします。

主な取組・事業

- ☆母子健康手帳の交付
- ☆妊産婦・新生児訪問指導
- ☆乳幼児訪問指導
- ☆未熟児訪問指導
- ★乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ★養育支援訪問事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆周産期からの虐待予防強化事業
- ☆周産期虐待予防連絡会議の開催
- ☆妊婦教室・両親学級
- ☆育児教室
- ☆ふたご・みつごのつどい

★は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業を指す。(以下、同様)

(3) 妊娠期・乳幼児期の食育・歯の健康づくり

- 歯科健診(1歳6か月健診等)を受けた就学前の幼児で希望者にフッ素塗布を実施します。
- 妊婦や乳幼児健康診査の対象者、6～9か月児と保護者などに対する食に関する学習機会や離乳食の指導などを行います。
- 妊婦や乳幼児健康診査・10か月児健康相談の対象者、保護者などに対し、歯に関する学習機会を提供します。

主な取組・事業

- ☆フッ素塗布の実施
- ☆「食」に関する学習機会の充実（妊婦教室、4か月健診、育児教室、離乳食教室(初期)・(後期)、親子料理教室、3歳児健診)
- ☆「歯」に関する学習機会の充実（妊婦教室、10か月児健康相談、1歳6か月児健診）

（４）小児医療・小児救急医療の充実

- 近隣市町と連携しながら小児救急医療体制の整備を図ります。
- 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、小児医療を実施している病院等の把握と、診療可能な機関に関する情報提供を充実します。
- 休日や夜間の急患の方に、応急的な診療を行います。

主な取組・事業

- ☆小児救急医療体制の整備
- ☆小児医療の充実
- ☆平日夜間診療及び休日急患の診療

（５）妊婦・女性の健康支援

- 安心して妊娠・出産・育児ができるように支援します。
- 妊婦健康診査の受診率向上を図ります。
- 職場等で健康診査を受診する機会のない20～39歳を対象とした健康診査を実施します。
- 妊娠を希望しているにもかかわらず、不妊治療を受けざるを得ない家庭に対し、助成を行います。
- 不育症に関する相談窓口の情報提供を行います。

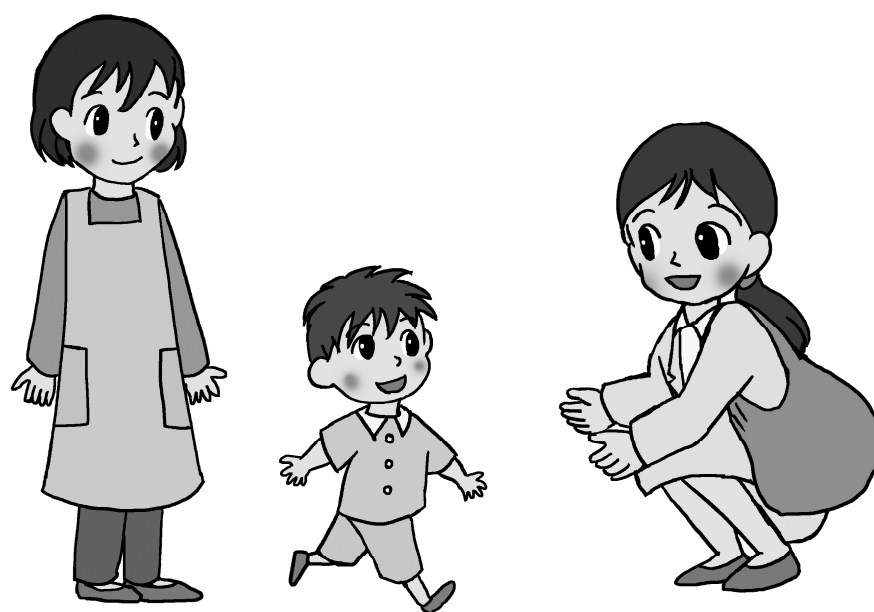
主な取組・事業

- ☆妊娠届アンケートの実施、面接・電話等での相談
- ☆妊娠届出時に母子保健サービスの情報提供
- ★妊婦健康診査《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆20～30歳代ヘルスチェック（本事業は男性も対象とする）
- ☆子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症健診など
- ☆不妊治療費助成事業
- ☆不育症相談窓口等に関する情報提供

2 教育・保育事業の推進

【現状と課題】

- 平成 27 年 4 月から始まる子ども・子育て支援新制度では、就学前児童に対する学校教育や保育の給付が共通化されます。
- これまで就学前の施設としては、幼稚園と保育所（園）の 2 つが多く利用されてきましたが、新制度では、これらの幼稚園と保育所（園）に加え、両方の良さを併せ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくことが求められています。
《新制度に基づく具体的な内容については、第 5 章の「量の見込みと確保方策」に記載》
- 平成 26 年 4 月現在、市内には、幼稚園が 22 園（私立 21 園、市立 1 園）、保育所（園）が 32 園（私立 16 園、市立 16 園）あり、約 7,000 人の園児が在籍しているほか、市内には 16 の家庭保育室（契約定員数約 400 人）があります。
- 平成 25 年度実施のアンケート調査で、今後利用したい施設やサービスは、「幼稚園」が 6 割以上、次いで「認可保育所（園）」や「幼稚園の預かり保育」が 3 割を超えています。そのなかで、保育所（園）については待機児童が存在していることから、「認定こども園」も含め、引き続きニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。
- 保育所（園）では、多様な保育サービスの充実を図るとともに、来所者の子育てに関する様々な相談に保育士が対応しているほか、電話相談を実施しています。



【施策の方向】

(1) 就学前の教育・保育の充実

- 保育ニーズへの対応や待機児童の解消に向けて、必要に応じ保育所（園）や認定こども園の整備、拡充を図ります。
- 幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業等への支援、幼稚園就園のための経済的支援を行います。
- 幼稚園・保育所（園）・小学校との連携・交流により、幼児教育の一層の振興を図ります。

主な取組・事業

- ★通常保育事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ★幼稚園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業等への支援
《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆私立幼稚園就園の補助
- ☆幼児教育の振興
- ☆保育所（園）における食育の充実

(2) 多様な保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに対応し、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児の一時預かりを実施します。
- 保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に対応した延長保育の実施を検討します。
- 保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価機関による評価を行うとともに、保育士の資質向上と保育サービスの向上を図ります。

主な取組・事業

- ★延長保育事業（時間外保育事業）《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ★一時預かり事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆休日保育事業
- ★病児・病後児保育事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆保育所第三者評価事業
- ☆電話育児相談（市立保育所）

3 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の結びつきが希薄化していく中で、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域による子育て家庭への関わりが求められています。
- 地域子育て支援拠点は、子育て支援センターや保育園などに設置（平成26年4月現在12か所）され、親子が気軽に交流できる場の提供や、子育て情報の提供及び子育てに関する相談、援助を行っています。
- 地域の子育て支援センターや保育所（園）、児童館などでは、子育て情報の提供、講座の開催、子育てに悩みを抱える保護者からの相談等に応じるなど、様々な子育て支援事業を行っています。
- 子育て情報に関して、市では子育てガイドブックを発行しているほか、ホームページ（ママフレ等）やメール（子育てアップメール）により、子育てに関する情報提供を行っています。
- 平成25年度実施のアンケート調査では、子育てに関する情報の入手先として「家族・知人・友人」が9割近くと最も高く、次いで「幼稚園、保育所（園）、学校、児童館、放課後児童クラブ（学童保育所）」が5割半ばとなっており、身近な場所で子育て中の親子が交流し、相互に情報交換や相談が行える場のさらなる拡充が求められます。
- 子育て中の親子が交流することを支援し、子どもの健全育成を図るため、子育て自主グループへの支援を行っていますが、今後さらに、子育て支援に関するボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を推進していく必要があります。

【施策の方向】

（1）各種子育て支援サービスの充実

- 乳幼児や小学生等の預かりの援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する人との連絡及び調整を行うファミリー・サポート・センター事業を充実します。
- シルバー人材センターと連携し、高齢者による育児支援や学習・生活指導等の支援を充実させるとともに、事業についての周知を図ります。
- 未就園児の受け入れ、親子登園など幼稚園における子育て支援事業を充実させるとともに、事業についての周知を図ります。

主な取組・事業

- ★ファミリー・サポート・センター事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆シルバー人材センターにおける子育て支援
- ☆幼稚園における子育て支援

(2) 子育て相談・情報提供の充実

- 子育てに関する情報を収集・整理し、提供できるよう「子育て支援総合窓口」の充実を図ります。
- 子育てに対して不安を持つ保護者に対し、家庭児童相談室、発達支援相談センター、市立保育所、東・西保健センターで実施している電話育児相談、児童館での相談を充実します。
- 子育てに関する様々な情報を掲載した「子育てガイドブック」、インターネット等を利用した子育てや子どもの健康に関する情報提供を充実します。
- 乳幼児（主に0～3歳）の保護者に対し、地域子育て支援拠点で実施している子育てに関する情報の提供及び相談・援助を充実させます。
- 保育課の窓口に保育コンシェルジュを設置し、保育サービスについての相談・情報提供を行います。

主な取組・事業

- ☆子育て支援総合窓口の充実
- ☆家庭児童相談室の充実
- ☆子育て相談
- ☆子育てガイドブックの発行
- ☆インターネットによる情報提供の充実
- ★地域子育て支援拠点事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆保育コンシェルジュによる保育サービスの相談・情報提供

(3) 子育て中の親子がつどい・交流できる場の提供

- 子育て中の親子がつどい、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場として、子育て支援事業を実施します。
- 子育てサロン等の親子が交流できる場を提供し、子育ての不安感、負担感を軽減できるよう、関係機関との連携を図っていきます。
- 子育て中の親子が交流することを支援し、子どもの健全育成を図るため、子育て自主グループの連合体へ支援を行います。

主な取組・事業

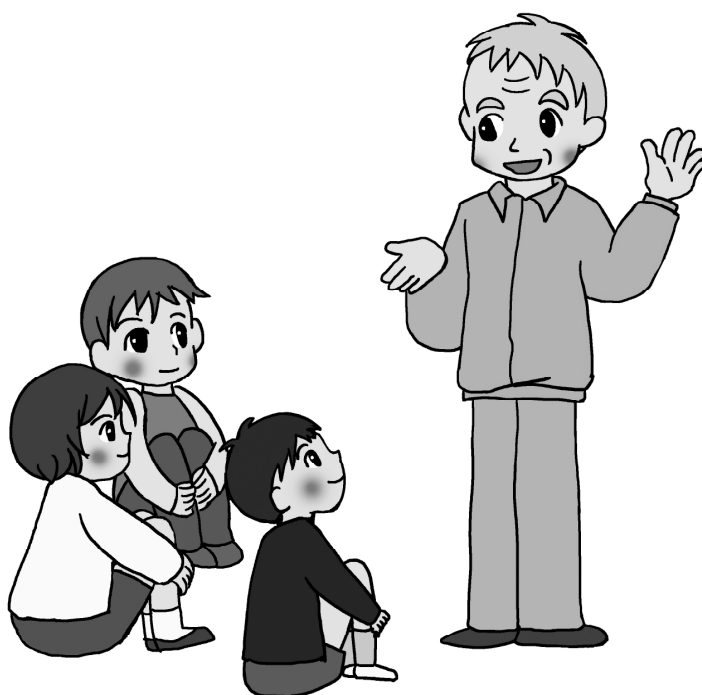
- ☆子育て広場事業（児童館アップीलンド、児童館こどもの城）
- ☆親子による交流・自然体験学習
- ☆子育てサロン
- ☆子育てサークル等の支援

(4) 地域における子育て支援体制の充実

- 子育て支援センターや地域子育て支援拠点等のネットワークの整備及び強化を進め、地域子育て支援拠点等連絡会を通して、研修や情報交換を充実します。
- 上尾市社会福祉協議会と連携し、子育て支援に関するボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を推進します。
- 主任児童委員や家庭児童相談員をはじめとする関係機関が連携して、虐待予防を含めた子育て支援に取り組めるよう支援を図ります。
- 家庭環境に恵まれない子どもに温かい理解と愛情豊かな家庭を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする里親制度の普及、啓発に努めます。

主な取組・事業

- ☆地域組織との連携
- ☆子育てボランティアの確保・育成
- ☆母子愛育班活動
- ☆母子保健推進員活動
- ☆里親制度の普及・啓発事業の推進



基本目標 2 子どもの笑顔を育む環境づくり

1 子どもの心身の健康づくり

【現状と課題】

- 外遊びや運動の機会が減少し、食環境が大きく変化する中で、子どもの運動不足や体力低下、生活習慣病の若年化などの問題が生じています。
- 平成 25 年度実施のアンケート調査では、就学児童の放課後の過ごし方は「自宅」が8割近く、次いで「習い事」が約7割で、「公民館・公園など」については3割と低くなっています。
- 小・中学校において「食」に関する指導は、年々充実してきており、子どもたちの「食」に対する知識は確実に向上しています。多様な食生活の中から、子どもたちが食材を知り、食べ物を選ぶ力を身に付けられるように、学校・家庭・地域が連携しながら食育を推進していく必要があります。
- 市では「子どもの読書活動支援センター」を平成 24 年7月に開設しており、家庭・地域・学校への情報提供とともに、読書活動の一層の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 運動・スポーツの機会の拡充

- 児童館等で、スポーツ活動への参加の機会を提供し、心身の健康づくりを進めます。
- 運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を充実するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

主な取組・事業

- ☆子どもの体力向上地域連携事業の実施

(2) 小・中学校での食育の推進

- 小・中学校が連携して「食」に関する指導を展開するとともに、学校ファーム等を活用し、食べ物への感謝の気持ちや食の知識を深めるために家庭・地域と連携して推進します。

主な取組・事業

- ☆「食」に関する学習機会の充実（小・中学校給食、食育講座）
- ☆学校ファーム等での農業体験活動
- ☆地産地消の推進
- ☆米飯給食の充実

(3) 読書活動の推進

- 年間を通して、すべての子どもがあらゆる機会と多くの場所において読書活動が行われるよう読書推進の取組を行います。特に「子ども読書の日（4月23日）」「教育の日（11月1日）」「読書週間（10月27日～11月9日）」において重点的に読書活動の推進に取り組みます。
- ボランティアの研修をはじめ、活動の場を提供しながら、一層の読書活動の推進を図ります。
- 読書パスポートを発行し、市内の小学生を対象に配布するとともに、あわせてボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ会やおはなし会を開催します。また、小学生以下の子どもには絵入りの図書館利用カードを発行し、子どもの読書活動の推進を図ります。
- アップスマイル学校図書館支援員を小・中学校に配置し、充実を図ります。

主な取組・事業

- ☆子ども読書活動推進事業の充実
- ☆学校図書館の充実



2 子どもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

- 放課後の子どもの居場所として、学童保育へのニーズが高まる傾向にありますが、市では保護者が仕事で昼間家庭にいない小学生や障害のある小学生を放課後児童クラブ（学童保育所）で受け入れています。
- 子どもたちが気軽につどい、安心して遊ぶことのできる場所として、平成12年5月にJR高崎線東側に「児童館アップーランド」、平成18年10月にJR高崎線西側に「児童館こどもの城」を開館しました。
- 児童館では、子どもたちが楽しみながら体験・学習できるように、幼児や小学生向けの各種講座の実施や、子どもに健全な遊びの指導を行う指導者（講師）を配置しています。今後も、身近な子どもの居場所として、利用しやすい児童館運営を図っていく必要があります。
- 子どもたちに多様な体験学習の機会を提供するため、上尾丸山公園の環境や自然学習館の施設を活用し、自然保護や環境教育を行っているほか、学校に地域の方々を外部指導者、ゲストティーチャーとして招へいし、専門的な知識や技能、貴重な体験等、地域の方々に学ぶ学習を実施しています。
- 各公民館では、学校休業日に対応した事業を展開しています。主に物づくりを体験し、世代間交流を図るとともに、感性や想像力を高めるなど、地域において子どもたちの成長を支援しています。
- 市と地域の大学や他市町が連携しての「子ども大学あげお・いな・おけがわ」や、市と近隣大学が連携し、より高度で専門的な学習内容の「あげお子ども大学」を実施し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するとともに、地域で子どもを育てる仕組みを作っています。
- ボランティア・福祉教育の一環として、市立保育所16か所で市内の中・高校生の社会体験学習の受入れを行っています。今後は、生徒たちが進んで社会に奉仕したり、ボランティア活動・福祉体験に参加できるような機会についても充実していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 放課後児童対策の充実

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図ります。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）における障害のある児童の受入体制の充実を図ります。

主な取組・事業

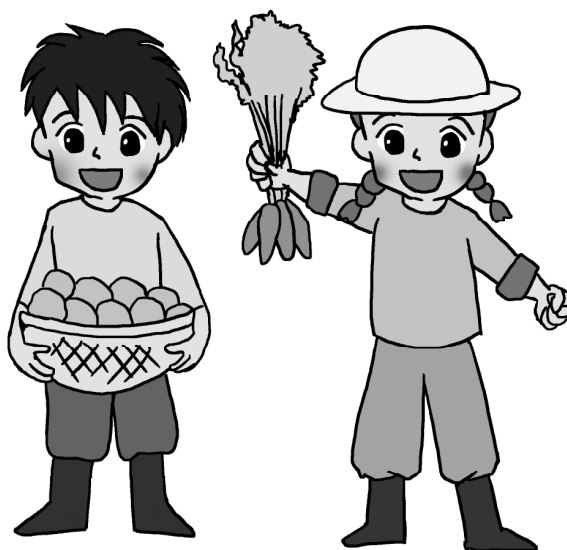
- ★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆放課後児童クラブ（学童保育所）指導員の研修促進
- ☆放課後児童クラブ（学童保育所）における障害児受け入れ推進事業

(2) 子どもの居場所・遊び場の充実

- 児童館において、年齢に応じた事業を実施するなど、各講座（事業）内容の充実に努めます。遊びの指導ができる指導者やボランティアの確保を推進します。
- 中・高校生に児童館の音楽室等を開放し、中・高校生の居場所づくりに努めます。

主な取組・事業

- ☆子ども向け講座の開催
- ☆児童館における遊びの指導者、ボランティアの確保
- ☆中・高校生の居場所づくり



(3) 多様な体験活動の場の提供

- 地域の自然環境を活用した自然保護や環境教育の体験学習、市立保育所での中・高校生の乳幼児とのふれあい体験などの多様な体験活動の提供に努めます。
- 地域の方々を外部指導者、ゲストティーチャーとして招へいし、専門的な知識や技能、貴重な体験等、地域の方々に学ぶ学習を通して地域交流を推進します。
- 各公民館等において、学校休業日に子どもの体験活動を充実します。
- 大学等と連携し、子どもの見聞を広め、知識の向上や知的好奇心を刺激する機会の提供に努めます。

主な取組・事業

- ☆自然学習館管理運営事業の推進
- ☆中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ☆地域交流の推進
- ☆子ども大学あげお・いな・おけがわ

(4) ボランティア・福祉教育の推進

- 地域の人々とのつながりを一層強めるボランティア・福祉教育を推進します。
- 社会福祉施設等との連携を図ったボランティア・福祉教育を推進します。
- 中学生が地域の中で、福祉体験、社会体験活動を通じて、多くの人々とふれあい、学校で得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく生きる力を育てます。

主な取組・事業

- ☆ボランティア活動
- ☆福祉教育
- ☆中学生社会体験チャレンジ事業

3 学校・家庭・地域の連携の推進

【現状と課題】

- 地域のつながりの希薄化や家庭の教育力の低下が指摘されているなかで、地域全体で子どもの育ちを見守り、生きる力を育てていくことが求められています。
- 市では、子どもの健やかな成長を目的として、主に小・中学校に通う子どもの保護者を対象に、市PTA 連合会との共催で家庭教育をテーマとした講演会を実施しています。また、家庭教育に関する講座等を実施する幼稚園保護者会の支援や、市PTA 連合会に啓発事業を委託しています。公民館においても、家庭教育に関する事業を毎年実施しています。
- 小学校から中学校にかけては、いじめ・不登校も増加する傾向にありますが、市ではスクールカウンセラーを全中学校に配置し、教職員・保護者への指導助言や子どもの心の相談にあたっています。
- 平成 26 年 4 月には子ども・若者相談センターが設置され、不登校やひきこもり等について、臨床発達心理士が相談にあたっています。
- 少年愛護センターでは、家庭における子どもの養育、学校生活等に関連する保護者の心配や児童問題の解決を図るため、電話及び面接の相談に応じているほか、青少年に関わる学校・家庭での問題、交友関係、非行などの悩みごとの相談に応じています。
- 地域では、市内小・中・高等学校及び市PTA 連合会、上尾警察署、区長会連合会等の関係機関で生徒指導推進協議会を構成し、青少年健全育成地域の集いや街頭補導の実施など広域的・総合的な取組を行っています。
- 平成 25 年度実施のアンケート調査の結果では、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに、子育てに関する悩みとして「子どもの教育」の割合が最も高く、引き続き学校・家庭・地域が連携した取組を進めていく必要があります。
- 各地区会議と青少年育成団体で構成された上尾市青少年育成連合会では、「地域の子どもは地域で育てる」という基本理念のもとに、学校・家庭・地域が一体となって、「あいさつ運動」や「環境浄化活動」、「青少年健全育成推進大会」など様々な活動に取り組んでおり、青少年の健全育成活動に大きな役割を担っています。

【施策の方向】

(1) 地域ぐるみでの家庭教育の推進

- 高齢者を対象とした講座の中で、高齢者と地域の小・中学生との交流を図ります。
- 子どもが健やかに成長できるよう地域ぐるみの子育て支援の実現に向けて幼稚園・学校・家庭・地域と連携し、家庭教育推進事業に取り組んでいきます。

主な取組・事業

- ☆高齢者と子どもたちとの交流
- ☆家庭教育推進事業

(2) 各種子ども相談事業の充実

- スクールカウンセラーによる子どもの心の相談、教職員・保護者への指導助言を充実します。
- 家庭児童相談員における電話、面接による相談と、関係機関との連携による支援を充実します。
- 少年愛護センターでの相談事業について、広報誌などを活用して周知を図ります。
- 子ども・若者相談センターでの子ども・若者に関する相談について、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

主な取組・事業

- ☆スクールカウンセラーの活用
- ☆家庭児童相談員相談事業
- ☆青少年相談事業
- ☆臨床発達心理士相談事業

(3) 不登校・非行の未然防止

- 学校と地域との連携による広域的・総合的な生徒指導の取組を推進します。
- 少年補導委員を中心に、関係機関や団体、地域との連携により、非行の未然防止に取り組みます。
- 十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の育成と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対する相談体制を充実します。

主な取組・事業

- ☆生徒指導推進協議会の推進
- ☆街頭補導活動事業

(4) 開かれた学校づくり・学校安全の推進

- 地域の実情に応じた学校選択制の導入や、学校評議員制度の活用等により、地域・家庭と学校との連携、協力を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。
- 子どもたちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

主な取組・事業

- ☆学校・家庭・地域・関係機関の連携推進
- ☆学校安全の推進
- ☆学校評議員制度運営事業
- ☆元気な学校をつくる地域連携推進事業

基本目標 3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

- 増加傾向にある発達障害などの障害のある子どもに対しては、上尾市児童発達支援センターつくし学園での保育・療育をはじめ、市立保育所での障害児保育や、専門職による障害児等巡回指導を行っています。
- 今後も障害のある子ども一人ひとりについて、関係機関と連携し、必要な支援を行っていくとともに、障害のある子どもの地域生活を支援する取組の充実に努めていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 障害のある子どもの保育・療育の充実

- 市立保育所での障害児保育、専門職による障害児等巡回指導に取り組みます。
- 発達支援相談センターでは、つくし学園での保育・療育及び地域支援として、相談支援・保育所等訪問支援事業に取り組みます。
- 発達に不安や課題のある乳幼児を対象にした親子教室の充実を図ります。
- 言葉や運動の発達に不安や課題のある乳幼児を対象に、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士が相談・訓練指導を実施します。また、理学訓練が必要な小・中学生を対象に理学療法士が相談・訓練指導を実施します。
- 障害のある子どもの個性や可能性を尊重し、子どもと家庭への支援を関係機関と連携し取り組んでいきます。
- 幼稚園における特別支援教育の充実と障害のある子どもや特別に配慮を要する子どもの入園促進を図るために、幼稚園に対して支援を行います。
- 特別支援教育では、特別な教育的支援を要する子どもの一人ひとりのニーズに応え、個性や可能性を尊重し、自分らしく取り組めるよう支援するために、研修会等を通じた理解促進、意識啓発を行っていきます。

主な取組・事業

- ☆障害児保育事業
- ☆上尾市児童発達支援センターつくし学園における保育・療育
- ☆地域支援としての相談支援・保育所等訪問支援事業
- ☆親子教室の充実
- ☆発達訓練・相談事業
- ☆特別支援教育

(2) 障害のある子どもの地域生活への支援

- 子どもが、身近な地域で一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を受けるために、事業所の増加及び制度活用の周知、タイムケア事業の検討をします。
- 日常生活の能力の向上を図るために補装具の交付・修理、在宅の障害のある子どもに日常生活用具の給付を行います。
- 障害のある子どもを一時的に介護したり、外出の付き添いをしたり、療育的支援をするなど、本人や家族の必要としている介護サービスを柔軟に提供します。
- 就学前の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- 小学校から中学、高校までの学校に通う障害のある子どもを対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
- 障害のある子どもたちに対し、放課後等の居場所や療育の場として障害児学童保育を推進します。

主な取組・事業

- ☆自立支援給付事業
- ☆補装具費支給制度
- ☆障害者等日常生活用具給付事業
- ☆障害児生活サポート事業
- ☆児童発達支援事業
- ☆放課後等デイサービス事業
- ☆障害児学童保育事業への補助
- ☆移動支援事業



2 児童虐待・DV等への対応

【現状と課題】

- 子育て家庭の孤立化等の原因で、児童虐待やDVが全国的に増加しています。
- 市では、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努めるため、上尾市子ども支援ネットワーク構成機関による、各種会議及び児童カンファレンス、あげお市政出前講座での講演等を実施しています。今後も児童相談所、保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員等の関係機関と協力し、虐待の予防、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていく必要があります。また、DVなど配偶者や恋人から暴力を受けた被害者への相談対応や支援についても充実していく必要があります。
- 市ではまた、すべての子どもの健全な育成と権利の尊重に向け、「上尾市人権保育基本方針」に基づく子どもの人権を尊重した保育、「上尾市人権教育推進プラン」に基づく一人ひとりを大切にする教育を推進しています。
- 今後はさらに、子どもの権利条約や子どもの権利擁護について、地域の理解を深める取組を進めていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 児童虐待防止の推進

- 発生予防、早期発見・早期対応だけでなく、虐待を受けた子どもの保護・自立支援、家庭への支援など総合的な児童虐待防止対策を実施します。
- 上尾市子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の構成機関との連携を図り、情報を共有し児童相談に対応しています。緊急、要保護性のある場合には、児童相談所に通告して対応します。

主な取組・事業

- ☆総合的な児童虐待防止対策の実施
- ☆児童相談体制の充実

(2) DV・女性相談の充実

○関係機関と連携し、女性を対象とした専門のカウンセラーによる子育てやDVを含む相談の充実及びDV被害者への支援強化を図ります。

主な取組・事業

☆DV相談

☆女性のための相談

(3) 子どもの権利擁護の推進

○人権教育に関する研修会を継続して実施し、子ども一人ひとりの権利擁護を推進するため人権保育、人権教育を充実します。また、人権作文、人権標語の作成を通して、子どもの人権意識の高揚を図ります。

主な取組・事業

☆人権保育の推進

☆人権教育の推進



基本目標4 子育てを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての調和の推進

【現状と課題】

- ゆとりを持って子育てを行うためには、仕事と生活のバランスがとれるよう「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を進めていくことが重要です。
- 平成25年度実施のアンケート調査では、子育てと仕事を両立するために職場で必要なこととして、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」、「出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度）」、「男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと」の割合が高くなっています。
- 仕事と子育ての両立支援は、女性の働き方のみでなく、男性の働き方の見直しがより重要であり、すべての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。
- 市では、男女共同参画推進センターの事業として、男女共同参画社会に関する講座を実施して意識啓発に努めていますが、引き続き、男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。

【施策の方向】

（1）多様な働き方の見直しに係る啓発

- 市内の企業や市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう普及啓発に努めます。
- 男性の育児参加の社会的気運を高めることを目的として国が実施しているイクメンプロジェクトについて普及啓発を行います。

主な取組・事業

- ☆ワーク・ライフ・バランスの働きかけ
- ☆イクメンプロジェクトの普及啓発

（2）男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画社会に関する各種講座の実施や、意識啓発のための情報紙の発行等を通じて意識啓発に努めます。

主な取組・事業

- ☆男女共同参画推進センターでの各種講座の実施
- ☆男女共同参画情報紙「デュエット」の発行

(3) 子育てを応援する企業の啓発

- 仕事と育児・介護の両立支援等に取り組む企業や、子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主の行動計画策定について、啓発を行います。

主な取組・事業

☆子育てを応援する企業についての情報提供

(4) 就労支援と再就職のための支援

- 結婚・出産・育児などを理由に離職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。

主な取組・事業

☆就労支援と再就職のための情報提供



2 安全で子育てしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

- 都市化や地域社会の希薄化の中で、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発し、学校における安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備などが求められています。
- 市では、不審者対策として関係機関（児童相談所、警察、桶川市・伊奈町教育委員会）と連携して情報の共有・協議などを進めています。また、PTA本部や各学校が、地域内の協力者に依頼して市内約1,700か所に「子ども110番の家」を設置しているほか、小学校の下校時間帯に、自主防犯ボランティアなどによる防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めています。
- そのほか、地域やPTAなどから推薦された少年補導委員が「愛のひと声」を合言葉に街頭補導活動を定期的実施し、非行の未然防止に取り組んでいます。
- 子どもの交通事故防止に向け、市内各小学校、幼稚園等へ出向き、歩行に必要なルールやマナーの指導、自転車の点検方法や乗り方について指導を実施しています。また、道路反射鏡、道路照明灯の設置や区画線標示等の交通安全施設を整備し、交通事故防止を図っています。
- 地域で安心して子どもが遊べ、子育てができる環境づくり、子どもの非行防止に向け、関係機関や地域が連携して見守り、活動に取り組む体制づくりを引き続き推進していく必要があります。

【施策の方向】

（1）安全な地域環境の整備

- 子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるよう、信号機や横断歩道の設置などを関係機関に要望します。
- 大規模災害等の発生に備え、子どもを含めた避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進します。

主な取組・事業

- ☆交通安全施設の整備
- ☆避難行動要支援者の支援

(2) 交通安全教育の推進

- 市内各小学校、幼稚園等へ出向き、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方などの交通安全教育を充実します。

主な取組・事業

- ☆交通安全教育

(3) 子どもの安全・防犯対策の推進

- 小学校の下校時間帯に防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めるとともに、自主防犯ボランティアの支援に努めます。
- 子どもが不審者から逃げ込む場所として、地域内の協力者に依頼し「子ども110番の家」の設置と普及啓発を進めます。
- 不審者情報、青少年の健全育成等に係るネットワークによる情報連携の一層の充実を図ります。

主な取組・事業

- ☆学校防犯パトロール
- ☆「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置

(4) 住環境の整備とユニバーサルデザインの推進

- 上尾市都市計画マスタープラン等との連携を図りつつ、子育てに配慮した住環境の整備を推進していきます。
- 子どもが安心して遊ぶことができる身近な公園を整備します。公園施設は、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を図り、幼児、高齢者、障害者を含めて誰もが安心、快適に利用できる公園づくりを推進します。

主な取組・事業

- ☆子育てに配慮した住環境の整備
- ☆街区公園整備
- ☆都市公園管理運営

3 子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

- 安心して子育てをしていくためには、経済的な安定が不可欠です。近年の経済・雇用情勢の悪化の中で、経済的格差が問題となり、中でもひとり親家庭の多くが生活面や経済面で不安を抱えています。
- 市では、ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給、障害のある子どもや家庭への支援を実施していますが、地域で自立した生活ができるよう支援を充実していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 経済的支援の充実

- 中学校卒業までの子どもを養育する人に対して、児童手当やこども医療費を支給し、制度の周知を図ります。
- 就学援助制度について、学校などの関係機関と連携し、広報媒体を活用しながら、制度の周知徹底を図り、経済的理由により就学が困難と認められる多くの小・中学生の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。

主な取組・事業

- ☆児童手当支給事業
- ☆こども医療費支給事業
- ☆就学援助制度

(2) ひとり親家庭等への支援

- ひとり親家庭の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援及び相談指導体制の充実を図ります。また、手当支給制度等の支援の周知を図ります。
- 母子・父子相談を実施するとともに、自立に必要な情報提供及び指導を行う母子・父子自立支援員の配置について取り組んでいきます。

主な取組・事業

- ☆児童扶養手当支給事業
- ☆ひとり親家庭等医療費支給事業
- ☆ひとり親家庭児童等への学童保育所保育料の補助
- ☆ひとり親家庭の自立支援のための助成事業（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給）
- ☆相談支援体制の充実
- ☆交通遺児手当支給事業

(3) 障害のある子ども及び家庭への支援

- 心身に障害を持つ 20 歳未満の子どもを養育している人への特別児童扶養手当支給、20 歳未満の心身に障害のある人への障害児福祉手当支給、心身に重度の障害を持つ子どもへの重度心身障害者医療費支給、18 歳未満で身体に障害がある子どもへの育成医療給付を行います。

主な取組・事業

- ☆特別児童扶養手当支給事業
- ☆障害児福祉手当支給事業
- ☆重度心身障害者医療費支給事業
- ☆育成医療給付事業

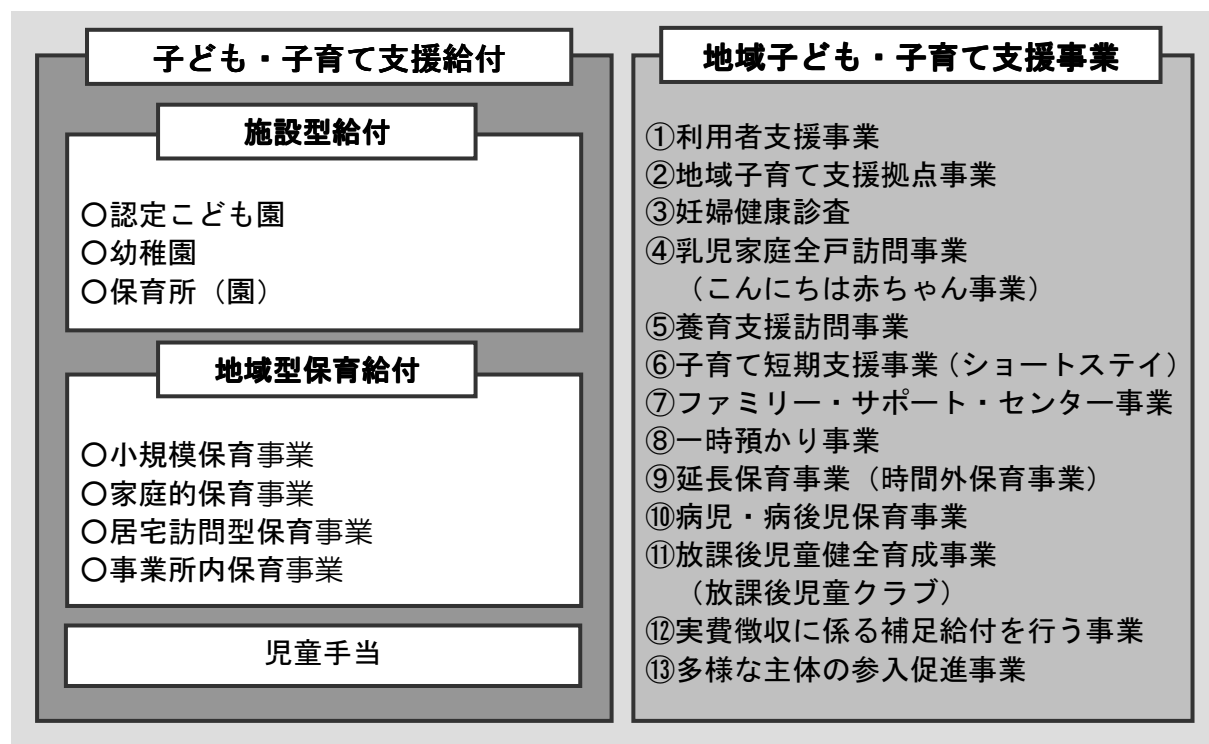
第5章 量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

●●○子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



(1) 教育・保育提供区域の考え方

本市においては、児童人口の推計等や市の教育・保育の現状分析をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案した結果、教育・保育の提供区域については6つの行政区域ごと、地域子ども・子育て支援事業については、全市を1区域として設定し、児童数の推移や保育サービスのニーズを見極めながら必要な「量の見込み」や「確保方策」を定めます。

●●○本市における教育・保育提供区域

	区分／施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	○幼稚園 ○保育所（園） ○認定こども園	6区域
	地域型保育事業	○小規模保育事業 ○家庭的保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業	6区域
地域子ども・ 子育て支援事業	①利用者支援事業		全市域
	②地域子育て支援拠点事業		全市域
	③妊婦健康診査		全市域
	④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		全市域
	⑤養育支援訪問事業		全市域
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）		全市域
	⑦ファミリー・サポート・センター事業		全市域
	⑧一時預かり事業		全市域
	⑨延長保育事業（時間外保育事業）		全市域
	⑩病児・病後児保育事業		全市域
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		全市域 (小学校区)
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		全市域
	⑬多様な主体の参入促進事業		全市域

(2) 量の見込みについて

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用状況に利用希望を加味し、平成27年度から平成31年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

●●○認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

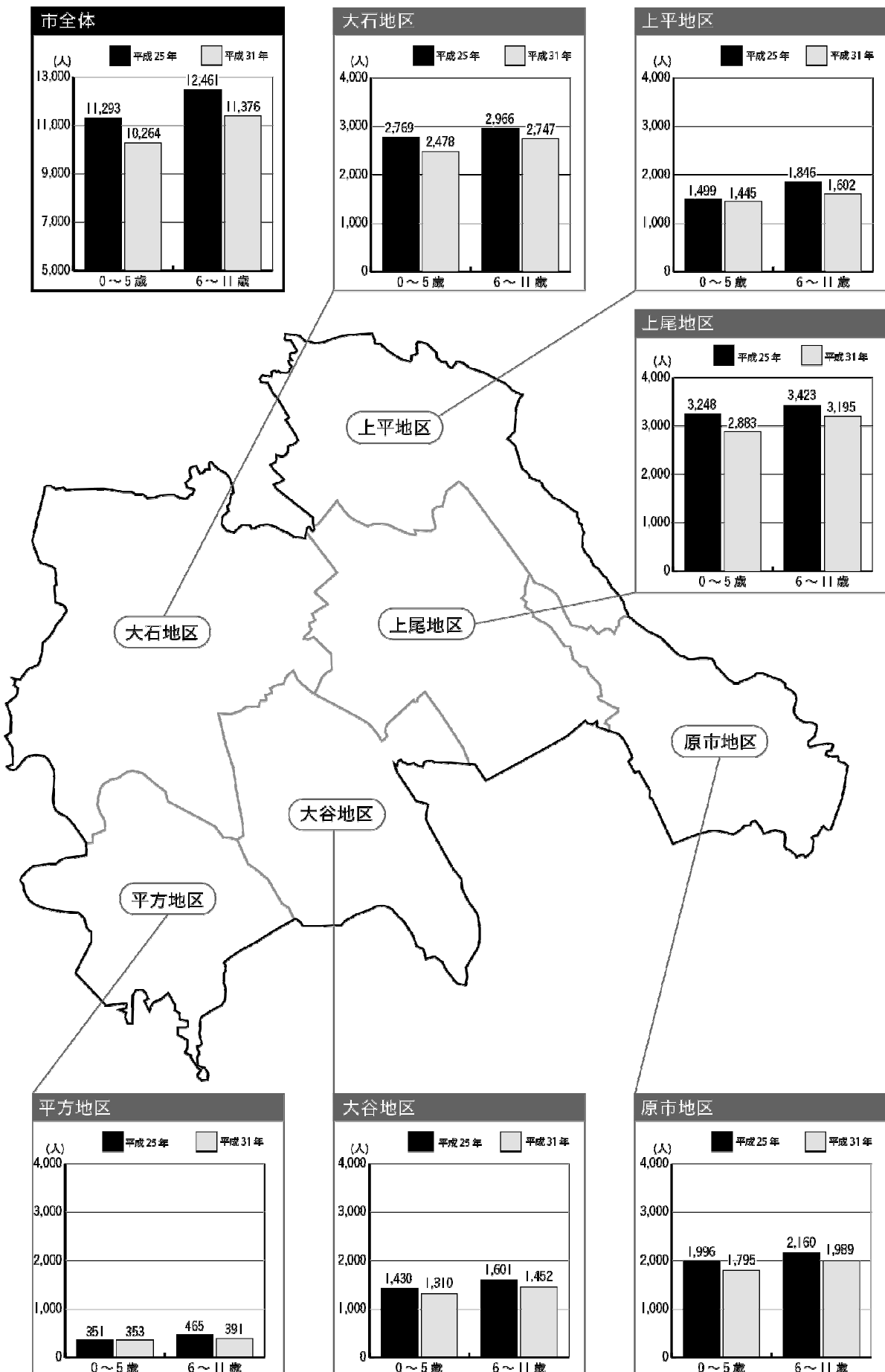
市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

- ①教育・保育施設
- ②地域型保育事業
- ③地域子ども・子育て支援事業

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数やあり方、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することなどについては、第4章の関連する施策・事業において示した内容を推進します。

【地区別の0～11歳児童人口の推計】



【地区別の幼稚園・保育所(園)・学校等の状況(平成26年4月現在)】



2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

【提供施設】

教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼稚園機能）
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園） ・ 認定こども園（保育所機能） ・ 地域型保育事業 （小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

【提供対象者】

教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定の子ども（満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども） ※2号認定を受けた子どもでも、幼稚園の利用を希望する場合は1号認定へ変更可
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号認定の子ども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども） ・ 3号認定の子ども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども） ※地域型保育給付は3号認定のみ

【事業内容】

教育	満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準に預かります。
保育	保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けた子どもを預かり、保育を行います。

【確保方策の内容】

見込み量に対して、幼稚園については、定員数が量の見込みを上回っています。保育所（園）については、認可保育所（園）の整備や認定こども園への移行を中心とし、増加が予想される0・1・2歳児のニーズに対しては、認可保育所（園）での受け入れ枠の拡大及び地域型保育事業による対応を図ります。

【提供量の見込み及び確保方策】

〈市全域〉

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		2,761	973	1,631	195	1,176	2,679	944	1,582	181	1,181
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	4,669		1,759	200	796	4,669		1,776	221	835
	特定地域型保育事業	/	/	/	42	196	/	/	/	42	196
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計	4,669		1,759	242	992	4,669		1,776	263	1,031
②-①		935		128	47	-184	1,046		194	82	-150

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		2,659	937	1,570	173	1,158	2,648	933	1,563	169	1,124
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	4,669		1,812	224	856	4,669		1,857	230	880
	特定地域型保育事業	/	/	/	45	212	/	/	/	45	212
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計	4,669		1,812	269	1,068	4,669		1,857	275	1,092
②-①		1,073		242	96	-90	1,088		294	106	-32

		平成31年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		2,630	926	1,552	168	1,092
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	4,669		1,857	230	880
	特定地域型保育事業	/	/	/	45	212
	認可外保育施設	/	/	0	0	0
	計	4,669		1,857	275	1,092
②-①		1,113		305	107	0

＜上尾地区＞

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		796	280	470	56	339	772	272	456	52	340
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	1,346		507	58	229	1,346		512	64	241
	特定地域型保育事業	/	/	/	12	56	/	/	/	12	56
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計	1,346		507	70	285	1,346		512	76	297
②-①		270		37	14	-54	302		56	24	-43

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		766	270	453	50	334	763	269	451	49	324
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	1,346		522	65	247	1,346		535	66	254
	特定地域型保育事業	/	/	/	13	61	/	/	/	13	61
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計	1,346		522	78	308	1,346		535	79	315
②-①		310		69	28	-26	314		84	30	-9

		平成31年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		758	267	447	48	315
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	1,346		535	66	254
	特定地域型保育事業	/	/	/	13	61
	認可外保育施設	/	/	0	0	0
	計	1,346		535	79	315
②-①		321		88	31	0

<平方地区>

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		89	31	53	6	38	87	30	51	6	38
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		151	57	6	26		151	57	7	27
	特定地域型保育事業				1	6				1	6
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
	計		151	57	7	32		151	57	8	33
②-①			31	4	1	-6		34	6	2	-5

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		86	30	51	6	37	86	30	51	5	36
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		151	59	7	27		151	60	7	28
	特定地域型保育事業				1	7				1	7
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
	計		151	59	8	34		151	60	8	35
②-①			35	8	2	-3		35	9	3	-1

		平成31年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		85	30	50	6	35
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		151	60	7	28
	特定地域型保育事業				1	7
	認可外保育施設			0	0	0
	計		151	60	8	35
②-①			36	10	2	0

<原市地区>

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		477	168	282	34	203	463	163	273	31	204
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		807	304	34	137		807	307	38	144
	特定地域型保育事業				7	34				7	34
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
	計		807	304	41	171		807	307	45	178
②-①			162	22	7	-32		181	34	14	-26

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		459	162	271	30	200	457	161	270	29	194
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		807	313	39	148		807	321	40	152
	特定地域型保育事業				8	37				8	37
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
	計		807	313	47	185		807	321	48	189
②-①			186	42	17	-15		189	51	19	-5

		平成31年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		454	160	268	29	189
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		807	321	40	152
	特定地域型保育事業				8	37
	認可外保育施設			0	0	0
	計		807	321	48	189
②-①			193	53	19	0

〈大石地区〉

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		658	232	388	47	280	638	225	377	43	281
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	1,112		419	48	190	1,112		423	53	199
	特定地域型保育事業	/	/	/	10	47	/	/	/	10	47
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計	1,112		419	58	237	1,112		423	63	246
②-①		222		31	11	-43	249		46	20	-35

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		633	223	374	41	276	631	222	372	40	268
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	1,112		432	53	204	1,112		442	55	210
	特定地域型保育事業	/	/	/	11	50	/	/	/	11	50
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計	1,112		432	64	254	1,112		442	66	260
②-①		256		58	23	-22	259		70	26	-8

		平成31年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		626	221	370	40	260
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	1,112		442	55	210
	特定地域型保育事業	/	/	/	11	50
	認可外保育施設	/	/	0	0	0
	計	1,112		442	66	260
②-①		265		72	26	0

〈上平地区〉

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		373	132	221	26	159	362	128	214	25	160
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		631	238	27	108		631	240	30	113
	特定地域型保育事業				6	27				6	27
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
	計		631	238	33	135		631	240	36	140
②-①			126	17	7	-24		141	26	11	-20

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		360	127	212	23	157	358	126	211	23	152
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		631	245	30	116		631	251	31	119
	特定地域型保育事業				6	29				6	29
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
	計		631	245	36	145		631	251	37	148
②-①			144	33	13	-12		147	40	14	-4

		平成31年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		356	125	210	23	148
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		631	251	31	119
	特定地域型保育事業				6	29
	認可外保育施設			0	0	0
	計		631	251	37	148
②-①			150	41	14	0

〈大谷地区〉

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		368	130	217	26	157	357	126	211	24	158
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		622	234	27	106		622	237	29	111
	特定地域型保育事業	/	/	/	6	26	/	/	/	6	26
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計		622	234	33	132		622	237	35	137
②-①			124	17	7	-25		139	26	11	-21

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		355	125	209	23	154	353	125	208	23	150
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		622	241	30	114		622	248	31	117
	特定地域型保育事業	/	/	/	6	28	/	/	/	6	28
	認可外保育施設	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	計		622	241	36	142		622	248	37	145
②-①			142	32	13	-12		144	40	14	-5

		平成31年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		351	123	207	22	145
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		622	248	31	117
	特定地域型保育事業	/	/	/	6	28
	認可外保育施設	/	/	0	0	0
	計		622	248	37	145
②-①			148	41	15	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

等

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

就学前児童及び就学児童とその保護者に対し、幼稚園、保育所（園）、認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育所）などの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報集約や提供などによる円滑な利用支援を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

市の保育課、子ども支援課、子ども・若者相談センター、健康増進課において、多様化する教育・保育事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるようにします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、地域子育て支援拠点において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人回/月)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	3,008	3,083	3,124	3,145	3,171
	②確保方策	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

【確保方策の内容】

ニーズの増加に対しては現状の施設（おおむね中学校区に1か所で全12か所）で対応が可能であり、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。14 回分の妊婦健康診査（妊婦健康診査助成券に記載された検査項目のみ対象）の費用を一部助成します。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	1,768	1,715	1,667	1,621	1,588
	②確保方策	市内外の産科系医療機関、助産院にて実施				

【確保方策の内容】

市が委託している市内外の産科医療機関（埼玉県内のほとんどの医療機関）、助産院と連携し、適正な受診に努めます。契約医療機関以外で受けた方については、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭に、こんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、乳児に関することなど母親の相談に応じたり、子育て支援サービスの情報提供などを行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	1,499	1,454	1,413	1,374	1,346
	②確保方策	こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施				

【確保方策の内容】

こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施し、面会率の向上を図るとともに、保健師が相談に対応し必要な支援につなげるなど継続的な支援に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に保健師や保育士等が訪問し、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保方策	保健師等による訪問を実施				

【確保方策の内容】

保健師等による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。量の見込みについては、妊娠期からの支援を充実し、支援が必要となる子どもを増やさない方向で推進します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・仕事や冠婚葬祭などの理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	243	239	235	232	228
	②確保方策	243	239	235	232	228
	②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

利用者のニーズに対しては、児童相談所と連携して対応を図りつつ、市内及び近隣市町の既存施設に働きかけ事業の実施について検討します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

生後4か月から小学生までの子どもがいる家庭に対し、「あげおファミリー・サポート・センター（上尾市社会福祉協議会）」において、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）が会員登録をし、提供会員が依頼会員に対して子どもの預かり等、育児の手助けを行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

（単位：人日/年）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	就学児童	2,236	2,392	2,496	2,652	2,808
		就学前児童	2,392	2,496	2,600	2,704	2,756
		計	4,628	4,888	5,096	5,356	5,564
	②確保方策		4,628	4,888	5,096	5,356	5,564
	②-①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、提供会員又は両方会員（依頼会員と提供会員の両方への登録者）の確保に努め、事業についての周知を図ります。

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の児童関係施設において、一時的な預かりを行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人日/年)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	幼稚園	①量の見込み	81,173	78,755	78,165	77,834	77,287
		②確保方策	81,173	78,755	78,165	77,834	77,287
		②-①	0	0	0	0	0
	幼稚園以外	①量の見込み	8,170	8,018	7,898	7,770	7,647
		②確保方策	8,170	8,018	7,898	7,770	7,647
		②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

ニーズの見込みに対しては既存施設で対応するとともに、実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

(9) 延長保育事業(時間外保育事業)

【事業内容】

保育所(園)を利用している児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所(園)での保育時間を延長して児童の預かりを行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	1,647	1,616	1,592	1,541	1,509
	②確保方策	1,647	1,616	1,592	1,541	1,509
	②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

保育所(園)において、保護者の延長保育のニーズに対応するとともに、今後も新設の保育所(園)等について推進に努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

子どもが病気又は病気回復期のため、集団保育等が困難な時期に一時的に預かり、病院や保育所等に付設された保育室において看護師・保育士等が、保護者にかわり看護・保育を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人日/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	1,255	1,231	1,213	1,194	1,176
	②確保方策	1,255	1,231	1,213	1,194	1,176
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

子どもの病気等の急変等による緊急対応に備えるため、市内3か所の保育室において実施します。市内の施設のバランスに配慮し、新たな施設の整備についても検討します。また、病児・病後児保育の利用のしかたについて、保護者への周知を図ります。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、子どもの健全育成を図ります。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	低学年	1,124	1,137	1,149	1,188	1,186
		高学年	482	488	493	509	509
		計	1,606	1,625	1,642	1,697	1,695
	②確保方策	2,032	2,032	2,032	2,032	2,032	
	②－①	426	407	390	335	337	

【確保方策の内容】

市内29か所(31クラス)において実施し、見込み量に対する提供体制は確保されていますが、各学校区について毎年ニーズを把握し、足りていない小学校区に対しては必要な施設整備を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供対象者】

教育・保育事業利用者のうち、一定の所得条件を満たす世帯

【事業内容】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

【提供対象者】

教育・保育事業を提供する事業所

【事業内容】

民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業を実施します。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

（1）家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、地域の人々や団体、子育て仲間と協力しながら親自身も子育ての中で成長していくことが期待されます。

（2）幼稚園、保育所（園）、学校

幼稚園、保育所（園）、学校は、子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて子どもの生きる力を育む教育の推進に努めることが期待されます。

（3）地域

地域はそこに住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。このため、子育て支援に関わる各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域のなかで見守ることが期待されます。

（4）企業等

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

(5) 行政

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取組が進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の実現のため、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証を行います。

年度ごとに実施状況や事業の進捗状況の把握・評価を行った結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。

資料編

資料編

1 策定の経過

月日	内容
平成25年 10月17日	上尾市子ども・子育て会議委員委嘱式 第1回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 子ども・子育て会議について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) ニーズ調査について
11月27日～ 12月13日	上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(1回目) 内容 市内在住の就学前及び就学児、幼稚園園児保護者に配布回収
平成26年 1月16日	第2回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 1回目ニーズ調査アンケート集計結果について (2) 2回目ニーズ調査アンケートについて
2月5日～ 2月19日	上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(2回目) 内容 市内在住の保育所入所待ちの保護者、13～49歳の市民に配布回収
平成26年 3月24日	第3回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 1回目ニーズ調査アンケート集計結果について (2) 子ども・子育て事業の見込み量について (3) 教育・保育提供区域の設定について (4) 条例の制定について
4月14日	第4回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 2回目ニーズ調査アンケート集計結果について (2) 条例の制定について
7月7日	第5回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 条例案について (2) 子ども・子育て事業の見込み量(補正)について (3) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
8月21日	第6回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 保育の必要性の認定に関する優先利用について (2) 子ども・子育て事業の見込み量(補正)について (3) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
10月7日	第7回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 延長保育料の設定について (2) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
11月18日	第8回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 延長保育及び基本保育料の設定について (2) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
12月1日～ 12月26日	パブリックコメントの実施

月 日	内 容
平成 27 年 1 月 20 日	第 9 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 教育・保育施設の確認に伴う利用定員の設定について (3) 教育・保育の利用者負担額の設定について
平成 27 年 2 月 12 日	第 10 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 家庭的保育事業(地域型保育事業)の確認に伴う利用定員の設定について (3) 上尾市における利用者負担(保育料)の保育料表(案)について
2 月 27 日	市長へ答申

2 上尾市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、上尾市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員

(2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(次号及び第 6 号において単に「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 子ども・子育て支援に関係する団体を代表する者

(7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(平 26 条例 1 ・ 一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(上尾市保育審議会条例の廃止)

2 上尾市保育審議会条例(昭和 52 年上尾市条例第 20 号)は、廃止する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年上尾市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 26 年条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 上尾市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属機関等	枠	備考
1	新井 金作	市議会議員（健康福祉常任委員会委員長）	1号	市議会
2	秋山 もえ	市議会議員（健康福祉常任委員会副委員長）	1号	市議会
3	徳倉 康之	私立幼稚園保護者（上尾幼稚園）	2号	保護者
4	村木 有希	家庭保育室利用保護者（ゆうゆう保育室）	2号	保護者
5	桑原 明子	市立保育所保護者会連合会（杉の子連合会） 会長	2号	保護者
6	佐藤 雅啓	上尾市PTA連合会 副会長	2号	保護者
7	羽田野省三	県央地域労働者福祉協議会事務局次長	3号	労働者
8	本田 直子	上尾市家庭保育室連絡協議会 元会長	4号	従事者
9	星野美和子	NPO法人あげお学童クラブの会 事務局長	4号	従事者
10	久芳 敬裕	株式会社こどもの森 会長 上尾私立保育園施設運営法人の長	4号	従事者
11	鈴木 玲子	NPO法人彩の子ネットワーク 理事	4号	従事者
12	千葉 郁子	上尾市社会福祉協議会地域福祉課相談係 係長	4号	従事者
13	○田中元三郎	上尾市私立幼稚園協会 会長	4号	従事者
14	◎中村 馨男	聖学院大学人間福祉学部こども心理学科 教授	5号	学識
15	村田喜代汰	上尾市青少年育成連合会 会長	6号	関係団体
16	大場 玲子	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会主任児童 委員連絡会 代表	6号	関係団体
17	紅谷 肇 田口 伸	埼玉県中央児童相談所副所長（～平成26年3月） 埼玉県中央児童相談所所長（平成26年4月～）	7号	行政機関
18	山田 浩一	上尾市立小学校校長会 鴨川小学校校長	7号	行政機関

◎会長 ○副会長

4 上尾市子ども憲章

平成 15 年 10 月 1 日制定

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

5 用語解説

あ行

○イクメン

「子育てする男性（メンズ）」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。

か行

○学校評議員制度

公立学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度。学校教育法施行規則に基づいて平成12年から実施。学校評議員は、学校長の推薦により、教育委員会など学校の設置者が委嘱する。

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育所（園）のこと。

○居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数。（脚注6ページ参照）

○子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。（脚注1ページ参照）

○子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。（脚注2ページ参照）

○コーホート要因法

コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法。

さ行

○事業所内保育事業

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

○次世代育成支援対策推進法

平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法とされていたが、有効期限が平成37年3月まで10年間延長された。（脚注1 ページ参照）

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○特定地域型保育

市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。

は行

○母子保健推進員

市町村長から親子の健やかな暮らしを支えるために委嘱を受けた住民の代表。住民の目線で親子に寄り添い、子育てをサポートし、住民と行政、住民と専門職をつなぐパイプ役として活動する。

○不育

習慣性流産や早産などのため、妊娠はするが胎児を育てきれない状態。

〇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

上尾市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行編集：上尾市 子ども未来部 子ども支援課

〒362-8501 上尾市本町三丁目 1 番 1 号

電話 048-775-5120 FAX 048-774-5342

あなたにけんきをあくるまち



上尾市